

旭区連合自治会町内会連絡協議会 2月定例会



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

日 時：令和7年2月18日（火）
午後3時00分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）

1 警察・消防からのお知らせ

資料番号	議題	配布先
1-1	旭警察署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆生活安全ニュース、交通ニュース等を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭警察署生活安全課・交通課（TEL：361-0110）	単会 会長
1-2	旭消防署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆毎月の火災・救急状況及びズーラシア予防救急啓発イベントについて情報提供します。 ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単会 会長
1-3	消防出張所の機構改革について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆消防出張所長（毎日勤務者）を消防出張所第一・二係長（当直勤務）へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置の体制に変更します。 ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単会 会長

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

資料番号	議題	配布先
2-1	GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウムの実施について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆「GREEN×EXPO 2027」の開催2年前（3月19日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPOを一層ご理解いただくとともに、市民の皆様と共に機運を高めるため、シンポジウムを開催します。本市の電子申請等により3月7日まで申込みを受け付けます。ご応募お待ちしております。 ◆開催日 令和7年3月9日（日） 申込期間 令和7年2月12日（水）から3月7日（金）17時まで ◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課（TEL：671-4627）	単会 会長

資料 番号	議題	配布先
2-2	<p>広報紙の配布について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：各世帯への配布にご協力をお願いします。</p> <p>◆市民の皆様暮らしに関わる重要な情報等を広くお届けするため、「広報よこはま」等広報紙の各世帯への配布のご協力をお願いします。</p> <p>◆問合せ先 旭区市政推進課（TEL：954-6023）</p>	単会 会長
2-3	<p>令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。</p> <p>◆令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 市民局地域活動推進課（TEL：671-2317）</p>	単会 会長
2-4	<p>自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>◆市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。自治会町内会での検討にご活用ください。</p> <p>◆問合せ先 市民局地域活動推進課（TEL：671-2317）</p>	単会 会長
2-5	<p>令和7年国勢調査員推薦等へのご協力について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：資料のご提出をお願いします。</p> <p>◆本年は、10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。各自治会・町内会におかれましては、国勢調査員として適任の方をご推薦いただけますよう、ご協力をお願いします。</p> <p>◆提出期限 令和7年4月25日（金）</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6012）</p>	単会 会長

資料番号	議題	配布先
2-6	<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員の令和7年一斉改選及び負担軽減・活動支援策の取組状況について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。</p> <p>単位会長：民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。</p> <p>◆令和7年7月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。また、本年は3年に1度の一斉改選を行う年であるため、12月1日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5月にあらためてご依頼します。あわせて、令和6年2月に説明した民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の現時点の取組状況をご説明します。</p> <p>◆問合せ先 旭区福祉保健課（TEL：954-6101）</p>	単会 会長
2-7	<p>令和7年度共同募金運動への協力依頼について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆令和6年度共同募金実績について、中間報告します。また、令和7年度共同募金運動の実施について、ご協力をお願いいたします。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	連長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

資料番号	議題	配布先
3-1	<p>令和7年度日本赤十字社会員増強運動(会費募集)にかかる資材調査について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：資料の御提出をお願いいたします。</p> <p>◆令和7年度の日本赤十字社会員増強運動(会費募集)にかかる必要資材数等に関する調査を各自治会町内会あてに依頼します。</p> <p>◆提出期限 令和7年3月17日（月）</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	別送
3-2	<p>令和6年度社会福祉協議会賛助会費募集のお礼及び令和7年度の募集協力について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いいたします。</p> <p>◆令和6年度社会福祉協議会賛助会費募集のお礼及び令和7年度の募集について、ご協力をお願いいたします。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	連長

資料 番号	議題	配布先
3-3	<p>「鶴ヶ峰連立 News(第 10 号)」の発行について (情報提供)</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業は現在、西谷駅から二俣川駅間において工事を実施しています。この度、「鶴ヶ峰連立 News (第 10 号)」を発行し、保土ヶ谷バイパス付近の工事の進捗状況と今後の予定などについてご報告します。</p> <p>◆問合せ先 道路局建設課 (TEL：671-2792)</p>	単会 会長
3-4	<p>旭区内の空家の流通促進を図るための民間連携の取組拡充について (情報提供)</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：対象となる案件がありましたら、連携協定を締結している三井住友信託銀行二俣川支店あてに情報提供をお願いします。情報提供方法については別紙「もったいない空家ありませんか？」をご参照ください。</p> <p>◆旭区内の空家の流通促進を図るため、三井住友信託銀行二俣川支店と連携協定を締結し、取り組みを進めています。協定締結後の試行期間を経て、旭区内全体での取り組みを実施します。</p> <p>◆問合せ先 旭区市政推進課 (TEL：954-6026)</p>	単会 会長
3-5	<p>旭区花いっぱい事業における春の花苗配布の申請について (事業説明)</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。希望する団体は、ご申請ください。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。希望する団体は、ご申請ください。</p> <p>◆自治会町内会等の団体に対し、花と緑に親しむきれいな街づくり及びポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、毎年春・秋の2回花苗の配布を行っています。花苗の配布を希望する団体は、横浜市電子申請・届出システム又は別紙「花苗配布申請書」にてご申請ください。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課 (TEL：954-6096)</p>	単会 会長
3-6	<p>令和7年度からの旭区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について (情報提供)</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆令和7年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、日本パーキング株式会社からタイムズ24株式会社連合体へ変更となることに伴い、駐車場利用料金等が変更となることについてお知らせします。</p> <p>◆問合せ先 市民局地域施設課 (TEL：671-2086)</p>	連長

4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

資料 番号	議題	配布先
4-1	<p>2025・2026年版区民生活・防災マップ発行について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆主に転入者を対象に配布しています隔年発行の「旭区区民生活・防災マップ」について、このたび2025・2026年版を作成しましたので、情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 旭区区政推進課（TEL：954-6022）</p>	単会 会長
4-2	<p>令和6年度旭区防災講演会の開催について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆1月の定例会でご案内しました令和6年度旭区防災講演会について、ご案内のチラシを作成しましたので、再周知します。</p> <p>◆開催日 令和7年3月11日（火）</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-3	<p>春の全国交通安全運動・特殊詐欺撲滅キャンペーンについて（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆映画『ゴジラ-1.0』等に出演された俳優の【田中 美央】さんを一日警察署長としてお招きし『春の全国交通安全運動・特殊詐欺撲滅キャンペーン』を旭公会堂にて開催します。神奈川県警察音楽隊による演奏（特撮音楽）や交通事故防止・特殊詐欺撲滅イベントのほか、【田中 美央】さんのトークショーも開催予定です。</p> <p>◆開催日 令和7年4月5日（土）</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6092）</p>	単会 会長
4-4	<p>旭区市民活動支援センター「みなくる」の開館時間変更について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆4月から旭区市民活動支援センター「みなくる」の開館時間を変更しますので、広く周知をお願いします。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6028）</p>	単会 会長
4-5	<p>フラワーフェス2025の周知に向けた御協力について（掲出依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆GREEN×EXPO 2027の開催2年前にあわせ、横濱花博連絡協議会による「フラワーフェス2025」が、3月22日と23日に旧上瀬谷通信施設跡地で開催されます。ついては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆さまへの周知にご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>◆掲示期間 令和7年2月中旬まで 開催日 令和7年3月22日（土）・23日（日）</p> <p>◆問合せ先 （公社）2027年国際園芸博覧会協会機運醸成課（TEL：307-2031）</p>	掲示

資料番号	議題	配布先
4-6	<p>令和6年度春の火災予防運動ポスターの掲出について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆令和6年度春の火災予防運動ポスターについて、掲示板への掲出をお願いします。</p> <p>◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）</p>	掲示
4-7	<p>各種委嘱委員の委嘱式について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：出欠確認票のご提出をお願いします。</p> <p>◆各種委嘱委員の委嘱式につきまして、別紙のとおり開催します。ついては、ご多用のところ大変恐縮ですが、ご出席賜りますようお願いいたします。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6091）</p>	連長
4-8	<p>規約の変更について</p> <p>【議案】</p> <p>旭区連合自治会町内会連絡協議会規約の改正案について</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6091）</p>	連長

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- (1) 旭北地区社協 (Vol. 36) ※旭北地区社会福祉協議会 広報紙
- (2) あさひきた (VOL. 14) ※旭北地区連合自治会 広報紙
- (3) みんなの若葉台 (No.474) ※若葉台連合自治会 広報紙

旭区連会ホームページを開設しました！

自治会町内会の活動紹介や、地域活動を行う上で役に立つ旭区関連の情報など掲載しています。ぜひご覧ください。



【URL】

https://rarea.events/features/asahikurenkai_yokohama

※右の二次元バーコードからもご覧いただけます



【定例会結果報告はこちら】

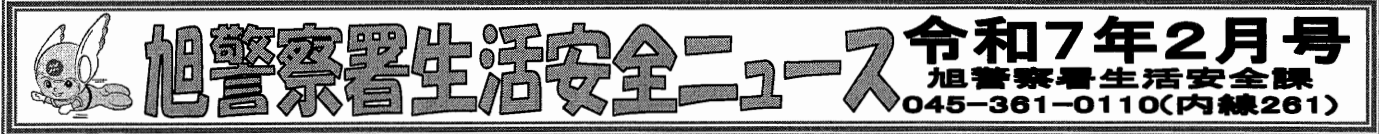


旭区連会ホームページに掲載しております！

「定例会資料」のページをご確認ください。

【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 3月定例会
 日 時：令和7年3月17日（月） 午前10時00分から
 場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）



⚡ 刑法犯の発生状況 令和7年1月末

	令和7年	令和6年	増減
特殊詐欺	7	2	+5
空き巣	0	1	-1
自動車盗	1	0	+1
オートバイ盗	3	5	-2
自転車盗	10	14	-4
不同意わいせつ	1	1	±0
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
器物損壊、忍込み等	53	42	+11
総件数	75	65	+10

🚫 特殊詐欺の発生状況 令和7年1月末

神奈川県内

	令和7年	令和6年	増減
件数	135	80	+55

令和6年 被害金額 約6億円

旭区内

	令和7年	令和6年	増減
件数	7	2	+5

令和6年 被害金額 約2900万円

👤 非行少年の状況 令和7年1月末

犯罪少年検挙人数

	令和7年	令和6年	増減
件数	4	5	-1

不良行為少年補導人数

	令和7年	令和6年	増減
件数	156	134	+22

★旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。

- 右記のQRコードから登録画面に移行できます。
- 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
- 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

【申請画面QRコード】



みんなであつくろう! 安全・安心の街 旭!

特殊詐欺発生件数(1月)

発生件数7件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
12月6日	本宿町	警察官騙り	約1700万	相手が名乗った身分を信じた	1月18日	笹野台1丁目	区役所騙り	約190万	相手が名乗った身分を信じた
12月4日	川井本町	区役所騙り	キャッシュカード1枚	相手が名乗った身分を信じた	12月18日	東希望が丘	警察官騙り	700万	相手が名乗った身分を信じた
12月23日	矢指町	NTT騙り	約197万	自分が騙されると思っていなかった					
11月12日	上川井町	警察官騙り	50万	相手が名乗った身分を信じた					
11月19日	笹野台1丁目	警察官騙り	150万	自分が騙されると思っていなかった					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	1件						1件		
累計	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月			1件		1件				
累計	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月			2件				1件		
累計	0件	0件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

旭警察署からのお知らせ

自動音声ガイダンスの電話に注意！！

自動音声

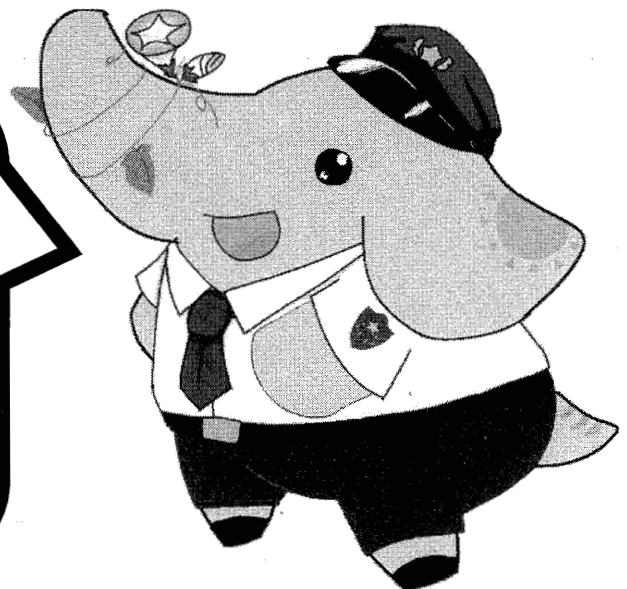
この電話はあと2時間後に
使えなくなります。
ガイダンスに従い1を押してください。

え?!



最近の特殊詐欺の特徴として携帯電話や固定電話に
+1や+44
などから始まる番号から電話がかかってくる傾向が
あり、電話に出ると音声ガイダンスが流れてきます。
このような表示の電話には出ない、かけ直さないよう
ご注意ください！

もし電話にでてしまったり、
かけ直してしまったりしても
絶対に個人情報等は話さない
ようにしてください！！
お金の話になったら詐欺だ
ゾウ！！

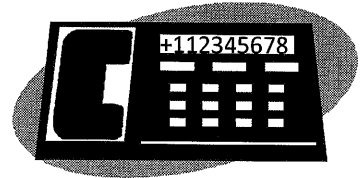


国際電話番号による 特殊詐欺が急増中!!

+1 や +44 などから始まる番号、たとえば

+1312345678

+44698765432



このような表示の電話には出ない、
かけ直さないよう、ご注意ください。

海外との電話が不要な方は、発信・着信を

無償で休止できます

今すぐお申し込みを↓↓

固定電話・ひかり電話対象です。そのほかにも一定の条件がありますので、詳しくは申し込みの際ご確認ください。

お申し込み・お問い合わせはこちらから

国際電話不取扱受付センター

電話番号 0120-210-364 (通話料無料)

取扱時間 オペレータ案内：平日午前9時から
午後5時まで

自動音声案内：平日、土日祝24時間



詳細情報は こちらから



神奈川県警察

令和7年2月1日 リリース！！

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」

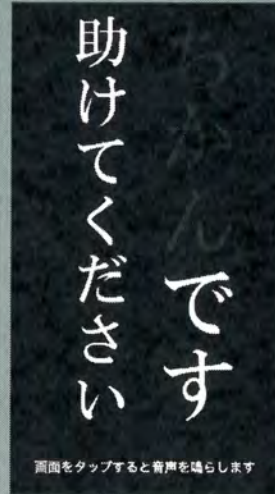


【ピーガールくん安全メール】



不審者情報、犯罪情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ピーガールくん安全メール」の内容が見られます。地図機能で不審者情報等の場所も確認することができます。

【痴漢撃退機能】



スマートフォンの画面表示により、被害にあっている方が周りの人に助けを求めることができます。また、周りの人が被害にあっている方に助けが必要か確認することもできます。※警告音を鳴らすこともできます。

【犯罪・特殊詐欺情報】



ひったくり、自動車盗などの犯罪情報や、特殊詐欺の発生情報を地図上において確認することができます。また、過去の発生情報についても、期間を指定して確認することができます。

【防犯ブザー機能】



画面上の操作で、音により不審者への威嚇や、周りの人に危険を知らせることができます。また、110番通報ボタンにより、警察に通報をすることもできます。

アプリのダウンロードはこちらから！ ➡





◎ 1月末の事故状況前年対比

※速報値

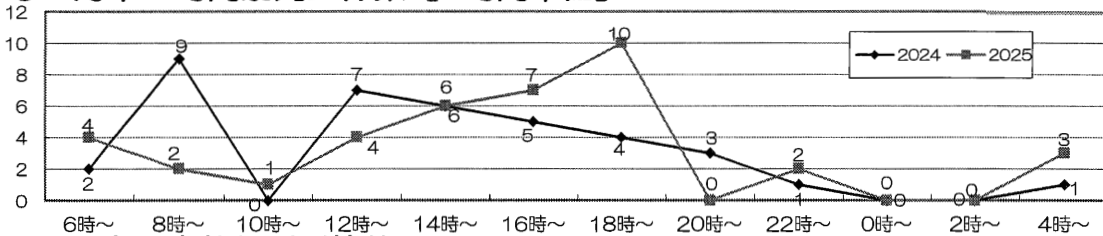
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2025年	39	0	1	43	44
2024年	38	0	0	42	42
前年比	+1	±0	+1	+1	+2



2025年月別
事故発生件数 1月 39

◎ 1月中の時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎ 1月中の事故類型別件数

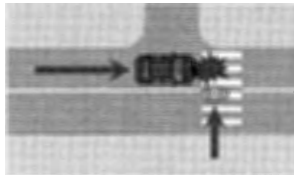
※速報値

事故類型	2024			2025			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	1	0	1	2	0	2
	その他	8	0	8	6	0	6
車両相互	すれ違い時	0	0	0	0	0	0
	出会い頭	5	0	6	1	0	1
	右折時 その他	1	0	1	3	0	6
	右折時 右折直進	8	0	8	6	0	6
	左折時	2	0	2	2	0	2
	正面衝突	0	0	0	1	0	1
	車両相互その他	8	0	11	7	0	7
	追突	4	0	4	5	0	7
	追越追抜き時	0	0	0	0	0	0
	車両単独	1	0	1	6	0	6
列車	0	0	0	0	0	0	
合計	38	0	42	39	0	44	

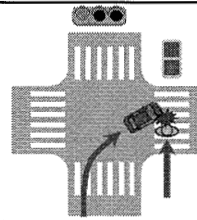
神奈川県内で 交通死亡事故多発中！ 歩行者の交通死亡事故連続発生！



横断歩道を横断中の事故



歩行者の有無を
必ず確認！



交差点右左折時は
必ず徐行！

歩行者側も…

歩行者側にも危険な違反行為が認められる事故が多く発生しています！

交通ルールを守り、安全で正しい横断を心掛けましょう

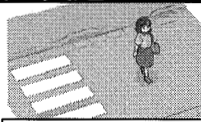
守っていますか？歩行者の交通ルール



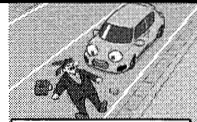
赤信号で渡らない



車両の直前や直後を横断しない



横断歩道を渡る



道路で寝ない

◎旭警察署管内 町内会別

令和7年1月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	6	-3	2	0	0	3
白根	0	-2	0	0	0	0
旭北	3	+1	1	0	0	1
上白根	2	+1	2	0	0	1
今宿	3	-2	1	0	0	0
川井	5	+2	2	2	0	2
若葉台	1	+1	1	0	0	0
笹野台	0	0	0	0	0	0
希望が丘	0	-2	0	0	0	0
希望が丘東	1	0	0	1	0	1
希望が丘南	1	-1	1	0	0	0
さちが丘	2	-1	0	0	0	0
万騎が原	1	0	0	0	1	0
二俣川	4	0	1	1	1	1
二俣川ニュータウン	0	0	0	0	0	0
旭中央	0	-1	0	0	0	0
旭南部	2	+1	1	0	0	2
左近山	0	0	0	0	0	0
市沢	8	+7	4	0	1	4
総計	39	1	16	4	3	15

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

歩行者の交通死亡事故連続発生！

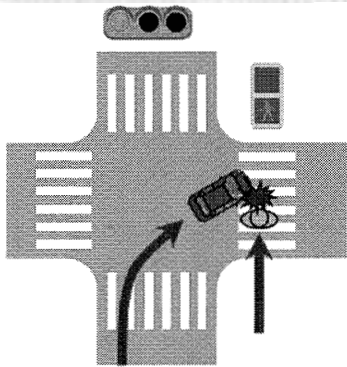
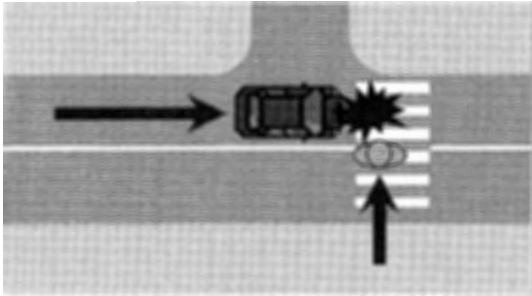
どんな歩行者事故が発生してる？



どんなこと気を付ければ良いの？

横断歩道を横断中の事故

よく確認！



歩行者の有無を必ず確認！
交差点右左折時は必ず徐行！

歩行者側にも…

歩行者側にも危険な違反行為が認められる事故が多く発生しています！
交通ルールを守り、安全で正しい横断を心掛けましょう

守っていますか？ 歩行者の交通ルール



赤信号で渡らない



車両の直前や直後を横断しない



横断歩道を渡る



道路で寝ない

神奈川県警察

旭区内火災発生状況（1月中：4件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
1月4日	鶴ヶ峰一丁目	専用住宅	洗面所内の電気機器1基焼損	電気機器
1月8日	若葉台4丁目	共同住宅	ベランダの合成樹脂製収納箱及び雑物各焼損	調査中
1月11日	今宿東町	共同住宅	一室34㎡焼損	調査中
1月29日	川井宿町	作業場	作業場内でカセットコンロ及びテーブル各焼損	調査中

令和7年1月1日から令和7年1月31日まで

	項目 区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和7年	令和6年	増△減	令和7年	令和6年	増△減
火災状況	火災件数(件)	4	4		88	55	33
	焼損床面積(㎡)	34	24	10	1,084	818	266
	死者(人)				3	4	△1
	負傷者(人)		2	△2	16	9	7
救急状況	救急件数(件)	1,495	1,636	△141	23,121	23,192	△71
	1日当たりの出場件数(件)	48.2	52.8	△4.6	745.8	748.1	△2.3

(備考)令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。



よこはま動物園
ズーラシア
inズーラシア

予防救急啓発イベント

—あんしん救急— 知って予防！救急車—

日時 令和7年 3月1日 土 11時から 16時まで

場所 よこはま動物園ズーラシア内 ころころ広場

内容

- ・救急車展示
- ・心肺蘇生体験
- ・煙避難体験
- ・バルーンアート
- ・景品が当たるクイズ
- ・子ども防火衣 など



【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 予防係

電話・FAX 045(951)0119

令和6年町丁別火災発生状況

令和7年1月1日から令和7年1月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町					
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目					
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目	1	1			
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町						
四季美台						
今川町						
今宿東町	1	1				
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町					
	川井宿町	1	1			
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山					
	万騎が原					
	大池町					
0件	柏町					
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
	若葉台四丁目	1	1			
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
中尾二丁目						
矢指町						

合計	4件	建物	車両	林野	その他
		4	0	0	0

※1 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	1月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会	1	1
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会	1	1
川井地区町内会自治会連合会	1	1
若葉台連合自治会	1	1
笹野台地区連合自治会		
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	1月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		
合計	4	4

【お問合せ先】 旭消防署総務・予防課 電話・FAX: 951-0119

消防出張所の機構改革について

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、令和6年度から令和9年度までの4か年をかけて、市内78消防出張所の体制を変更します。

2 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所を対象として実施しています。

令和7年度は、保土ヶ谷、旭及び磯子消防署の消防出張所が対象となります。

3 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

<現行体制>

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

<今後の体制>

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

<現行体制>

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

<今後の体制>

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出動中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

<現行体制>

地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

<今後の体制>

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

4 機構改革実施前後の比較

	【現行体制】	【機構改革後】
体制	消防出張所に「消防出張所長（係長級）」を1名配置（毎日勤務者）	消防出張所に「第一係長・第二係長（係長級）」の2名を配置し、2名は当直勤務（24時間勤務）
地域への対応	消防出張所長は毎日勤務のため、夜間・休日は係長級不在	消防出張所「第一係長・第二係長」は当直勤務のため、 <u>夜間・休日</u> も防災訓練や会議の調整が可能
消防団への対応	消防出張所長が単独で実施	消防出張所「第一係長・第二係長」マネジメントのもと、出張所部隊での対応となることで、訓練から実災害まで、 <u>出張所部隊と消防団の顔の見える関係</u> を構築
マネジメント	係長級が夜間・休日不在のため、継続的な人材育成に課題	夜間・休日も消防出張所「第一係長・第二係長」による職員への人材育成が可能
災害対応	係長級以下（一般職員）が部隊の隊長を実施	消防出張所「第一係長・第二係長」が部隊の隊長を担うことで、災害対応能力の向上、他部隊との連携及び明確な指揮命令系統が確立
地域担当の配置	未配置	豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を新たに配置することで、 <u>部隊が出場等不在時も、消防出張所の窓口対応を継続して実施</u>

5 旭消防署の対応

令和7年2月の旭区連合自治会町内会連絡協議会定例会（区連会）後、各地区連合の定例会に旭消防署責任職が出席させていただき、機構改革の趣旨・概要のご説明をさせていただきます。

6 旭消防署管内の消防出張所（6消防出張所）

- ◇さちが丘消防出張所
- ◇都岡消防出張所（特別救助隊）
- ◇南本宿消防出張所（特殊災害対応隊）
- ◇若葉台消防出張所
- ◇市沢消防出張所
- ◇今宿消防出張所

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 庶務係
電話・FAX 045（951）0119

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催2年前（3月19日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対してGREEN×EXPOが果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和7年3月9日（日）15時から17時まで（14時半開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPOから変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）またはFAXによりお申し込みいただけます。

申込期間：2月12日から3月7日17時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課
担当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之氏
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

区連会 資料 2-2

市連会 2月定例会説明資料
令和7年2月12日
政策経営局広報課
議会局秘書広報課

広報紙の配布についてのお願い【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

3 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月、 令和8年2月	4円

※謝金額は令和7年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年2回に分けてお支払いします。

4 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。

5 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和7年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。

自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

裏面有

6 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策経営局広報課 広報紙担当

TEL 671-2332 FAX 661-2351

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課

TEL 671-3040 FAX 681-7388

自治会・町内会長 様

横浜市旭区長 権藤 由紀子
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 7 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 7 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 7 年 5 月、8 月、12 月 令和 8 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 8 年 1 月号は、令和 7 年 12 月 29 日までにお届けします。）

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に 2 回（令和 7 年 10 月と令和 8 年 3 月）お支払いします。

裏面あり

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 Tel954-6023 FAX955-2856

※年度途中での変更については、毎月 10 日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

※メールや電子申請でも変更できます。ぜひ御利用ください。

メール：as-kouhou@city.yokohama.lg.jp

メール本文には、団体名、申請者氏名、変更希望月、変更のある事項（新部数・新配送先住所・新担当者氏名・新担当者電話番号・その他）をお書きください。



←メールでの変更



←電子申請での変更

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係（Tel954-6005）に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係

Tel954-6023 FAX955-2856

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限20万円</u> ※資料1参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	3月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

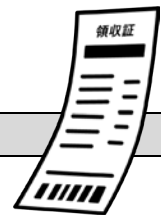
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

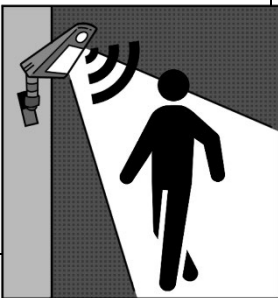
◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	 <ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 (自治会町内会管理である旨明示すること)
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 (自治会町内会管理である旨明示すること)
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

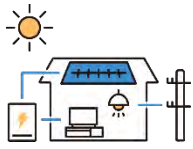
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。






(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

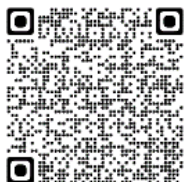
省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>家庭用 省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。</p>
■対象団体		
<p>会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会</p> <p>※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Q: 6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコンや断熱窓の補助金利用はできるのか？</p> <p>A: ご利用いただけます。</p> </div>		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当: 市民局地域活動推進課

連絡先: 045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和 6 年 8 月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体 15 者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

(参考) 令和6年度旭区地域活動デジタル化支援事業について

【実施概要】

令和6年11月より、デジタル活用を検討している自治会町内会や地域活動団体に、専門のアドバイザーを派遣し、取組みたい内容や困りごとに応じたサポートを実施しています。

※次年度の本格実施に向けて、今年度は団体へ個別にヒアリングをし、モデル的に実施しています。次年度の事業概要につきましては、別途改めてご案内いたします。

【令和6年度実施状況（2月18日時点）】

モデル1	二俣川ニュータウン連合町内会
1回目	会員に向けてアンケートを実施したい →Google フォームを活用したアンケート集計
2回目	役員同士の連絡や行事の出欠確認を円滑に行いたい →LINE の地域活動での活用講座（会員向け）

モデル2	あさひみらい塾アフタースクール (地域活動スタートアップ講座「あさひみらい塾」卒業生による団体)
1回目	メンバー内の情報交換や外部への情報発信を効果的に行いたい →地域活動を行う上での SNS の活用方法（セミナー形式）

モデル3	さちが丘蔵屋敷自治会
1回目	会員に対しての連絡事項等を掲載できるツールを知りたい デジタル化事例紹介と質疑応答（2月19日実施予定）

モデル4	南まきが原自治会 ※調整中
------	---------------

※各団体の取組内容については、デジタル活用の事例として、ホームページや今後作成予定のリーフレットで紹介します。



【担当】 旭区地域振興課地域力推進担当

電話：045-954-6028 Fax：045-955-3341

メール：as-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会



そのお悩み
解決!

あれ? できるかも!

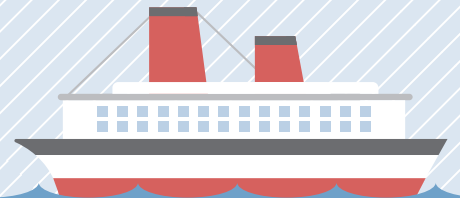
デジタル時代のお役立ちアプリ・サービス集



自治会町内会の
日々の運営、
回覧板や会費の
集金など大変だな...

そのお悩み、
デジタルツールで解決できます!
本書では、そんな便利なツールを
分かりやすくご紹介します。

横浜市



デジタルの上手な付き合い方、まずはできるところから

はじめてみよう！

YOKOHAMA

はじめてみよう！

Let's try



自治会町内会の回覧板、防災訓練などのお知らせ、会費集めなど、「デジタル」を活用することで、早く、手軽に進めてみませんか？

全部をデジタルにしなくてもいいのです。

今やっていることを一部だけでも、はじめてみませんか？

「でも、どんなことができるか分からない」

そうですね！

本書で紹介するのは、企業などが提供する自治会町内会活動にも役立つサービス。まずはサービスを知って、「はじめてみよう」をお手伝いできたらと考え、作成しました。

大切なのは、地域の皆さんのつながりづくり。

デジタルもその手段の一つ。

「デジタルでつながりが薄れてしまう...」と思われるかもしれませんが、デジタルをうまく利用してつながりづくりを広め、より良いものにしていきませんか？

















※本書で紹介する企業・団体、デジタルツール・サービスは、あくまでも例示であり、横浜市が特に推奨するツール・サービスではありません。具体的な検討の際には、最新の内容・料金等を確認の上、自治会町内会として契約していただきますよう、お願いいたします。（「横浜市連携事業者」の表記について：この事業者は横浜市共創フロントにて「自治会町内会のDXに関する提案」募集を行い、応募、その後協定を締結した事業者です。こちらの提供ツール・サービスでも同様です）

解決できるお悩みと解決手法のご紹介

YOKOHAMA

「デジタル化」をすると、どんな場合に役立つの？

悩み	解決手法
 <p>毎月の回覧板が面倒... チラシの仕分けや、回り終わるのにも時間がかかる。</p>	 <p>情報発信は「デジタル化」がおすすめです！ (→P5~9)</p>
 <p>会費を集めるのが大変... お釣りも用意しなきゃいけないし、平日日中いない人も多い。</p>	 <p>キャッシュレス決済サービスで集金を効率化する方法もあります！ (→P10)</p>
 <p>会館の鍵の受け渡しが難しい... 土曜日に家にいなきゃいけない、出かけられない。</p>	 <p>会館の鍵の受け渡しを効率化できる製品がありますよ！ (→P10)</p>
 <p>次の会議はいつだったかな... 事前に議題や、みんなに聞きたいことを知らせたい。</p>	 <p>みんなでスケジュール共有できるサービスが有効です！ (→P11)</p>
 <p>会議のために集まるのもよいけど... 会議室をみんなの予定に合わせて借りなきゃいけない。</p>	 <p>オンライン会議はどうでしょう？手軽に始められますよ！ (→P12)</p>
 <p>紙の資料がたまってきた... 会議の議事録作成に時間がかかるし、作っている時間もない。</p>	 <p>紙はデータにして共有。音声から文字起こししてくれるツールも！ (→P13~14)</p>
 <p>自分たちでサービスを選ぶのは... 誰かアドバイスしてくれる人はいないかな。</p>	 <p>アドバイスや、スマホ講座をやってくれる企業・団体があります！ (→P15~16)</p>

〈目次〉

	ツール名	料 金	特 徴	ページ
情報発信のデジタル化	RareA (レアリア)	有 料	ご近所情報サイト「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間をかけずに作成することができます。	p.5
	Facebook	無 料	自治会町内会の活動やイベント情報を、ユーザー同士簡単に共有でき、多くの情報を掲載できます。	p.5
	デジ町 町内会LINE	有 料	平常時は情報発信ツールとして、災害時には安否確認ツールとして使用できる「自治会町内会専用LINE」サービスです。	p.6
	LINE 公式アカウント	無 料 (配信上限有)	自治会町内会の情報を、登録者に直接配信する事やメッセージのやり取りができる、どの年代でも普及率が高いツールです。	p.6
	いちのいち	有 料	紙の回覧板で回していた情報がスマートフォンで見られる等、自治会町内会業務の負担を軽減できます。	p.7
	結ネット	有 料	自治会町内会向け電子回覧板アプリです。町内への連絡を一斉配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。	p.7
	My 自治会	無 料	電子回覧板やオンライン集金で自治会運営を効率化し、地域活動の活性化をサポートするアプリです。	p.8
	ミテルライフ	有 料	回覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。	p.8
	Yumicom(ユミコム)	有 料	回覧板や広報紙のタイムリーな配信が可能となり、会員間で使えるSNSとして、コミュニケーションを活性化できます。	p.9
	高齢者向け 情報受信端末キューブ	有 料	自治会からの各種情報をインターネット経由で音声配信できる、高齢者向け情報受信端末です。	p.9
自治会費等の 集金効率化	PayPay	手数料有	自治会町内会のキャッシュレス化を後押しします。効率よく確実に支払いを管理することができます。	p.10
	デジ町 町内会LINE / My 自治会 / Yumicom(ユミコム)	手数料有	自治会町内会向け情報共有アプリの一つの機能として、集金機能があります。【再掲】	p.6/ p.8/ p.9
会館	リモートインテリジェント キーBOX	有 料	会館のカギの貸し出し管理をネットワーク対応キーBOXによりDX化(スマホ操作)し、管理業務を省人化できます。	p.10
スケジュール 共有	desknet's NEO	有 料	団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで作成でき、業務効率化が可能です。	p.11
	Google カレンダー	無 料	オンラインで予定を管理・共有できる無料のスケジュールツールです。Googleの他のツールとの連携が便利です。	p.11
オンライン 会議	Google Meet / Microsoft Teams / Zoom	無 料 (利用上限有)	インターネットを使って場所に関係なくオンライン上で会話や会議ができるサービスです。	p.12
データ 共有	Googleドライブ / Dropbox	無 料 (利用上限有)	インターネット上の保管スペースにファイルを保存し、パソコンなどから、いつでもアクセスできるサービスです。	p.13
自動文字 起こし	CLOVA Note / Notta	無 料 (利用上限有)	音声や会話を自動で文字に変換してくれるツールで、手書きでメモを取る手間が省けます。	p.14

〈目次〉

	事業者名	料金	特徴	ページ
アドバイス・講座等	株式会社アイティサーフ	要相談	アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。デジタルツールの活用により、運営を効率化します。	p.15
	特定非営利活動法人 I LOVE つづき	要相談	時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をアドバイスします。	p.15
	NPO法人まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.	要相談	自治会町内会のDXを個別に支援します。SNSやLINE、デジタルツール導入サポートを行います。	p.16
	WOMANET 株式会社	要相談	ITを活用した業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を、コンサルタントがサポートします。	p.16

	概要	ページ
紹介など 導入事例	<ul style="list-style-type: none"> 自治会費等の集金のキャッシュレス化や情報発信のデジタル化に取り組んでいる自治会町内会の事例をご紹介します。 その他、区役所の会議資料をデータでほしい時や、自治会町内会でスマートフォン講座を行う時のヒントを掲載しています。 	p.17/ p.18

紹介ページの見方

次のページより、
多種多様なデジタルツールと
様々な事業者さんの取り組みを、
分かりやすくご紹介します！



- A** お手持ちのスマートフォンなどで二次元コードを読み取ることで、詳細な情報を閲覧することができます。
- B** サービスを使用するのに、有料か無料か、または手数料が必要かなどを表しています。(その他、導入事例の有無)
※「無料」としていても、利用上限がある場合があります。
- C** デジタルツールの概要と機能等を、分かりやすく紹介しています。
- D** 運営元が「横浜市連携事業者」であることを表しています。(連携事業者からの提供情報を元に作成しています)
- E** 自治会町内会での活用方法に焦点をあてた、サービス等の特徴を紹介しています。

自治会町内会のホームページ作りを手間いらずで

A

有料 B

RareA (レアリア)

概 要

地域情報誌「タウンニュース」が運営するご近所情報サイト。「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間いらずで作ることができます。

機 能 紹 介

①タウンニュース掲載の記事を表示させることができます。
②チラシや画像などを表示できます。
③過去の資料も収納可能。活動記録を確認するのに便利です。
④自由度の高いデザインでのページ作成も可能です。

株式会社タウンニュース社
所在地：横浜市青葉区在田西2-1-3
TEL：045-913-4141
MAIL：c-a@townnews.co.jp
担当：デジタルソリューション室

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 掲示板の情報をホームページでも紹介。
- 会議報告を掲載することで、誰でも見られる。
- 写真の掲載も可能。イベント報告などに便利。
- 更新は指示を出すだけで手間いらず。
- 「レアリア」なら、検索されやすくなることも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

今まで自治会町内会に縁がなかった人にも情報が届き、新たな参加者や担い手の発掘につながる可能性が広がります。自治会町内会の活動が多くなるの目にも触れるとともに、担い手の意欲が高まります。更新作業は簡単なので、負担が少なく、長く活動を続けられます。



自治会町内会のホームページ作りを手間いらずで

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

RareA（レアリア）

概要

地域情報紙「タウンニュース」が運営するご近所情報サイト。「レアリア」の中に自治会町内会の専用ページを手間いらずで作ることができます。

機能紹介

- ①タウンニュース掲載の記事を表示させることができます。
- ②チラシや画像などを表示できます。
- ③過去の資料も収納可能。活動記録を確認するのに便利です。
- ④自由度の高いデザインでのページ作成も可能です。



株式会社タウンニュース社
所在地：横浜市青葉区荏田西 2-1-3
TEL：045-913-4141
MAIL：c-a@townnews.co.jp
担当者：デジタルソリューション室 宮下



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 掲示板の情報をホームページでも紹介。
- 会議報告を掲載することで、誰でも見られる。
- 写真の掲載も可能。イベント報告などに便利。
- 更新は指示を出すだけで手間いらず。
- 「レアリア」なら、検索されやすくなることも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

今まで自治会町内会に縁がなかった人にも情報が届き、新たな参加者や担い手の発掘につながる可能性が広がります。自治会町内会の活動が多くの人目に触れるとともに、担い手の意欲が高まります。更新作業は簡単なので、負担が少なく、長く活動を続けられます。

自治会町内会の詳しい情報を蓄積しておける

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

Facebook

概要

自治会町内会の活動やイベント情報を、ユーザー同士簡単に共有できます。たくさんの情報を掲載できホームページのような使い方ができます。

機能紹介

- ①投稿：文章、写真、動画を投稿し、地域の住民と情報を共有できます。
- ②イベント作成：地域のイベントを作成し、参加者を招待・管理できます。
- ③グループ作成：自治会町内会専用のグループを作り、情報交換や意見共有ができます。
- ④リアクション：投稿に対してコメントや「いいね！」をして、交流を深めることができます。



自治会町内会では現在
このような取り組みをしています...



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 回覧板・行事予定などを投稿できる。
- 写真や動画を投稿できる。
- メッセージのやり取りができる。
- 投稿ごとに情報の公開範囲を設定できる。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 誰でも検索して投稿情報を見つける事ができる。
- 実名登録制のため、近隣の人と繋がりがやすい。
- 型が決まっているため、投稿しやすく、ホームページよりも手軽に始めやすい。
- 自治会町内会の詳細情報が伝えやすくなる。

LINEで簡単！災害時にも使える町内会運営サービス



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料あり
- 要相談

デジ町 町内会 LINE

概要

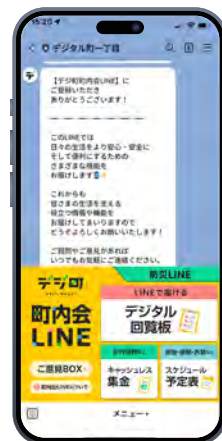
平常時は、町内会の情報発信ツールとして、災害時には、安否確認などの防災機能を有した、どの世代にも使いやすい「自治会町内会専用LINE」サービス。

機能紹介

- ①デジタル回覧板：匿名で参加できるLINEオープンチャット。
- ②名簿管理：世帯ごとの名簿管理機能。
- ③キャッシュレス集金機能：スマホキャッシュレス決済機能。
- ④デジ町防災LINE：避難場所検索・安否発信など防災対策支援。



アニバーサリー
コンシェル株式会社
所在地：高知県高知市仲田町 2-11
TEL：088-832-1221
MAIL：info@digital-town.jp
担当者：島田、幸崎



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- デジタル回覧板以外に緊急性の高い配信が可能。
- カレンダー機能で、行事予定の閲覧が可能。
- キャッシュレス集金：集金業務の大幅な負担軽減。
- デジ町防災LINE：半径3km圏内の避難場所を表示、経路確認や地図連動が可能。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

普段使い慣れている「LINE」を使ったサービスなので、「導入率」や「利用率」の向上が期待でき、町内会活動情報が住民全体に届きやすくなります。結果、町内会の退会減や加入増につながります。また、地域の防災力向上も期待できます。

気軽にメッセージの送受信や無料通話ができる



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料あり
- 要相談

LINE 公式アカウント

概要

自治会町内会の情報を、登録者に直接配信したり、メッセージのやり取りができる。どの年代でも使っている人が多いコミュニケーションツール。

機能紹介

- ①メッセージ配信：一斉にメッセージを送信し、地域住民に情報を届けることができます。
- ②自動応答：よくある質問に対して、自動で返答する機能があります。
- ③ユーザー管理：友だち追加した人をリスト化し、対象に応じた配信が可能です。
- ④リッチメニュー：指定した情報にアクセスできるボタンを、画面上に設置できます。

おはようございます！
自治会町内会からのご案内です...



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 手軽にメッセージ配信ができる。
- 回覧板・行事予定などを配信できる。
- 写真や動画を使って配信できる。
- 非公開で、登録者とメッセージ・無料通話ができる。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 普及率が高いので、登録してもらいやすい。
- メッセージ受信の通知が届くので、見落としが少ない。
- メールに比べて気軽に問い合わせができ、住民の声をキャッチしやすい。

自治会・町内会 SNS



事例紹介あり (P17)

有料

無料

手数料有

要相談

いちのいち

概要

回覧板で回していた情報がスマートフォンで見られる等、自治会町内会業務の負担を軽減できます。

機能紹介

- ①地域のコミュニケーションをアプリで便利に情報共有。
- ②グループ連絡や登録会員の管理で、安心して情報共有。
- ③災害時には防災情報を発信。登録会員の安否確認を行うことができます。



小田急電鉄株式会社

所在地：東京都新宿区西新宿 2-7-1
TEL：03-4500-2811

MAIL：odakyu-ichi.no.ichi@odakyu-dentetsu.co.jp

担当者：デジタル事業創造部
いちのいち担当

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 紙の回覧板をスマートフォンで配信可能。
- 迅速な情報共有が可能。
- 行事や各種委員会等の活動を写真付きで共有。
- 天候によるイベント開催情報を素早くお知らせ。
- 地域活動の記録を残すことも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

役員のなり手不足や若年層等の地域とのつながりの希薄さ、といった課題をデジタルのチカラを活用することで解決につなげます。また、リアルな場に加え、デジタルによる連絡手段を加えることで高齢者の社会的孤立の課題にも取り組みます。

地域 ICTプラットフォームで町内会の課題解決



事例紹介あり (P17)

有料

無料

手数料有

要相談

結ネット

概要

自治会町内会向け電子回覧板アプリ。
町内への連絡を一斉配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。

機能紹介

- ①電子回覧板の既読 / 未読を自動で集計。ハンコ要らずに。
- ②小グループ単位への発信や、出欠確認・集計も簡単。
- ③アンケート、総会、カレンダー、施設予約等の便利機能も。
- ④災害時にはモードを切り替え、安否確認に使えます。



株式会社シーピーユー

所在地：石川県金沢市西泉 4-60

TEL：045-532-9641（東京支店）

WEB：https://www.cpu-net.co.jp/

担当者：ICT事業部 鈴木、堀尾



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 行事予定の連絡、地域の緊急情報の共有。
- 利用者同士の情報交換、住民からの問い合わせ。
- 総会の電子化、会館のオンライン利用予約。
- 高齢者見守りサービスとの連携。
- その他、幅広く自由な使い方が可能です。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

結ネットを使えば、役員の方の負担が軽減されます。住民は働きながらも自治会町内会に参加しやすくなり、加入促進にもつながります。また、災害時安否確認システムによる防災力向上など、自治会町内会の様々な課題解決に役立ちます。

自治会の運営を電子回覧板などで効率化！



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料有
- 要相談

My自治会

概 要

デジタルで自治会運営を効率化。
自治会のコミュニケーションを高め、地域活動の活性化をサポートするアプリです。

機 能 紹 介

- ①電子回覧板：写真、資料(PDF)とお知らせ内容を一齐配信。
- ②アンケート：総会の出欠席や賛否などを簡単に確認、集計。
- ③オンライン集金：アプリを通して、自治会費を集金できます。
(※集金機能は手数料が必要です)



大東建託株式会社
所在地：東京都港区港南 2-16-1
TEL：03-6718-9068
MAIL：jichikai@kentaku.co.jp
担当者：経営企画部 長尾、村田



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- アンケート機能を使って災害時に安否確認できる。
- 回覧板にコメントができるので意見が言いやすい。
- お知らせを写真やPDFで配布（配信）、回覧準備の負担軽減とペーパーレスを実現。
- オンライン集金は、24時間いつでも支払可能。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「My自治会」は、シンプルな機能で、地域の誰もが使いやすいアプリとなっています。回覧板の一齐配信は、誰もが待つことなく地域の情報を確認でき、集金機能では役員の負担を軽減し、集金時間を効率化できるので、削減した時間を地域の活性化に役立ちます。

高齢者の想いを形にした地域コミュニティアプリ



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料有
- 要相談

ミテルライフ

概 要

回覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。

機 能 紹 介

- ①災害時に住民の安否回答を集計、要救護者を瞬時に発見。
- ②回覧板やお知らせを一齐送信、個人別に未読既読を把握。
- ③本人や家族が、予め設定した相手にSOS発信で支援要請。
- ④血圧、心拍数記録で健康管理、自治会費のスマホ決済。(今後追加予定)



株式会社フィールド
所在地：千葉県浦安市高洲 8-1
TEL：047-307-9593
MAIL：info@metell-life.com
担当者：原



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- お知らせや回覧板電子化で経費と役員負担軽減。
- 住民への一齐通知で未読既読を個人別に把握。
- アプリ防災訓練で地域全体での防災力を強化。
- トークで地域のコミュニケーション円滑化。
- 過去の活動や記録で役員交代がスムーズに。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

自治会運営の効率化と防災力が向上します。連絡や情報共有が一元管理され役員や住民の負担が減り、災害時には迅速に安否確認が可能です。日常の見守り機能や緊急時のSOS通知で高齢者や一人暮らしの方も安心して暮らせる環境が整います。

自治会運営をもっと〇〇に実現するアプリ



Yumicom（ユミコム）

概要

電子回覧板など充実の機能で運営効率化。
トークで役員間の情報連携が緊密に！
安否確認機能も備え非常時も活用。

機能紹介

- ①会費徴収での現金やり取りを無くす「デジタル納付」。
- ②会員の知らなかったを減らし「活動の見える化」を実現。
- ③「みんなの投稿BOX」で身近なニュースを共有！
- ④集まらずに会議もできる「トーク機能」でつながり深まる！

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

自治会運営の皆さま

自治会・町内会をデジタル化!
自治会・町内会運営の
「したい」が「できる」
すべてをこれ1つで
自治会運営の6つの課題解決

Yumicom

株式会社ワンベルウッズ

所在地：大阪府大阪市西区新町1-6-23
四ツ橋大川ビル6階

TEL：06-6539-0110

MAIL：yumicom@wanbel-woods.jp

担当者：ソリューション事業部 山鷲、森

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 実際に役員をやりながら開発したアプリです。
- 自治会運営に必要な機能はほとんど付いていますし、高齢者でも使いやすいように大きいボタンや文字など使いやすさを作りこんでいます。
- お店と連携したクーポン提供が入会の特典に。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

回覧板や広報紙のデジタル配信で労力削減、チャット機能で意見交換を行い、偏りがちな業務の分散化が図れ、役員のやりがいにもつながります。地域のお店と連携して会員向けのクーポンを発行すれば入会のメリットが生まれます。

音声によるリアルタイム情報受信端末



高齢者向け情報受信端末 キューブ

概要

インターネットを活用した高齢者向け情報受信端末「キューブ」で、自治会からの各種情報を音声で配信します。

機能紹介

- ①インターネットに接続するだけで、各種情報を音声で受信。
- ②情報が配信されると放送（音声）が流れ、録音されます。
- ③「音量調整つまみ」と「聞き直しボタン」のみの簡単操作。
- ④パソコンやLINEのテキスト入力等で簡単に情報配信ができます。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談



三愛電子工業株式会社 横浜技術センター

所在地：横浜市金沢区福浦2-4-15

TEL：045-783-2211

MAIL：y-sudou@san-ai.co.jp

担当者：管理部門 須藤

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 回覧板や電話での連絡情報をタイムリーに周知。
- パソコンやスマホ等の機器の操作が難しい高齢者や、目の不自由な方も使えます。
- 自治会からの案内、福祉情報、災害・防犯情報（悪徳商法等）を音声で即時に配信。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「キューブ」の実証実験では、高齢者の方が自治会からの情報をタイムリーに受取り、地域活動に参加することができ好評でした。情報を必要とする人に必要な情報を発信し、行動を促すことができます。

自治会町内会のキャッシュレス化をお手伝いします



事例紹介あり (P17)

有料

無料

手数料有

要相談

PayPay

概要

「PayPay」を導入いただくことで、自治会、町内会のキャッシュレス化を後押しします。

機能紹介

- ①会費の集金に「PayPay」を導入することで、お金の流れは自動で記録されるので、効率よく確実に支払いを管理することができます。
- ②お祭りなどのイベントで「PayPay」を導入することで、お釣りの準備が不要で金銭授受の簡略化などを実現します。



PayPay 株式会社

所在地：東京都千代田区紀尾井町 1-3

MAIL：sales-kanto3-yokohama@paypay-corp.co.jp

担当者：横浜 1 チーム 松本、与座



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

自治会、町内会費の集金や、自治会によるお祭りなどのイベントでキャッシュレス決済サービス「PayPay」を導入することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

自治会町内会では、会費の集金を現金で行うことが多いのが現状です。「PayPay」の導入で、自治会町内会のキャッシュレス化を強力に後押しし、会費集金の負担やリスク軽減、自治会によるイベント時の金銭授受の簡略化などを実現します。

カギ貸出管理のDXソリューション



事例紹介あり (P17)

有料

無料

手数料有

要相談

リモートインテリジェントキーBOX

概要

建物のカギの保管・貸し出しをネットワーク対応キーBOXで運用することにより、管理業務を省人化できます。

機能紹介

- ①カギの貸し出しを完全自動化、スマホ操作で完結。
- ②設置取り付けは簡単、配線工事が不要（無線通信）。
- ③カギの返却忘れ時にはアラートをメールで通知。
- ④貸し出し管理記録ならびに利用者を内蔵カメラで記録。



株式会社ブループリント・システムズ

所在地：横浜市西区北幸 1-11-1 水信ビル7階

TEL：045-900-2514

MAIL：y.takada@blueprint-systems.com

担当者：高田



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

「集会所」や「防災倉庫」などのカギの受け渡しに【リモートインテリジェントキーBOX】を使用することにより、「利用者自身のスマホ操作だけでカギの貸し出しを管理」「管理建物のカギの管理業務を無人化」などを簡単に実現することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「集会所」や「防災倉庫」などのカギの保管・貸し出し管理をDXすることにより、カギの管理業務の負荷を低減できます。また、不審者や共有物の盗難などの対応が行え、さらに無人化による24時間のカギの貸し出し管理が可能となります。

業務改善の可能性が無限に広がるグループウェア



desknet's NEO

概要

団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで実現でき業務効率化ができる。

機能紹介

- ①全体の入口となるポータルや、掲示板、回覧、スケジュール、文書管理など情報共有が可能。
- ②紙やExcel等のWeb化から、複雑な業務処理のシステム化までノーコードで業務アプリを作成でき業務プロセスの改善を実現。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

横浜市
連携事業者

株式会社ネオジャパン

所在地：横浜市西区みなとみらい
2-2-1 横浜ランドマーク
タワー 10FTEL：045-640-5900
MAIL：shuta.harada@neo.co.jp
担当者：原田

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

集金の効率化、災害時の情報伝達、紙保存の削減、会議録作成、回覧、連絡・回答、スケジュール共有、会館予約、人材募集等に対して、グループウェアの機能やノーコード業務アプリ作成ツールで情報共有と業務効率化が実現できます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

運営における負担軽減効果、情報共有の効率化や活性化、ノーコード業務作成アプリを活用して新たにアプリケーションを作成していき、非効率な業務の効率化やデジタル化を通じて、本来力を入れていくべき業務に力を入れることができます。

自治会町内会の予定を会員に共有できる



Googleカレンダー

概要

予定の管理や共有が簡単にできるスケジュール管理ツールです。Googleアカウントがあれば無料で利用することができます。

機能紹介

- ①予定を忘れないように通知(リマインダー)の設定が可能。
- ②メールアドレスで他の人とカレンダーを共有できる。
- ③複数のカレンダーを用途別に管理できる。
- ④スマホやパソコンからいつでもアクセスが可能。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

自治会町内会の行事や会議の日程を共有すれば、参加者が予定をすぐに確認することができます。リマインダーを設定して、予定の忘れを防ぐこともできます。会館の予約状況を登録すれば、空き状況が一目で分かるようになります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

紙のスケジュール帳がなくても予定の管理がスムーズになり、行事の準備が効率化されます。スケジュール帳の紛失もなくなります。スケジュールを役員・会員で管理でき、見落としがなくなる効果が期待されます。

自宅や外出先でもインターネット環境があれば、
手軽に会議に参加できる

事例紹介
あり
(P17)

有
料

無
料

手
数
料
有

要
相
談

オンライン会議

概 要

オンライン会議ツールは、インターネットを使って場所に関係なく会話や会議ができる便利なサービスです。ビデオ通話で顔を見ながら話せるだけでなく、音声のみでの参加やチャット機能を使ってメッセージを送ることもできます。また、資料や画面を共有して説明したり、会議を録画して後から確認することも可能です。



機 能 紹 介

- ①ビデオ通話：参加者同士が顔を見て話せます。
- ②音声通話：カメラを使わずに音声のみで参加できます。
- ③画面共有：自分の画面や資料を他の参加者に見せて説明ができます。
- ④チャット：会議中にメッセージを送って質問や意見を伝えられます。
- ⑤会議の録画：会議の内容を録画し、後で見返すことができます。
- ⑥バーチャル背景：プライバシーを保護するために背景を変更できます。
- ⑦オンライン会議への参加：アカウントや専用アプリがなくてもゲスト参加できます。



スマートフォン
でもオンライン会議へ
参加することが
できます！

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 子育てや介護などで家を離れられない方も会議に参加できるようになります。
- 会議中に、画面で資料を共有でき、離れていても同じ情報を共有することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- オンライン会議により、会議の省力化につながります。
- 対面会議と併用することで参加が容易になり、参加の幅が広がります。
- オンライン会議を録画することで、参加できなかった方にも会議の様子を共有でき、議論の経過を共有できます。

ツール 1

Google Meet

シンプルで直感的な操作が特徴。Googleアカウントを使えばすぐに利用でき、スケジュール管理がGoogleカレンダーと連携しやすいです。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール 2

Microsoft Teams

チャット機能が充実しており、WordやExcelなどMicrosoft365ツールとの連携ができます。ファイルの共同編集やグループチャットを活用し、業務の効率化が可能です。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール 3

Zoom

高品質なビデオと安定した接続が特徴で、大人数の会議やセミナーに適しています。バーチャル背景やブレイクアウトルーム(小グループ分け)などの機能も豊富です。

より詳しい
情報は
こちらから！



インターネット上にファイルを保存できて、共有もラクラク

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

データ共有

概要

インターネット上の保管スペースにファイルを保存できるサービスです。写真や文書、動画などを簡単にアップロードし、スマートフォンやパソコンからいつでもアクセスできます。また、保存したファイルを役員や会員と共同で編集することも可能です。データを安全に保存できるため、パソコンやスマホが壊れても大切なファイルが失われる心配がありません。



機能紹介

- ①インターネット上に保存：ファイルをインターネットに保存して、どこからでも見ることができる。
- ②ファイルを共有：他の人とファイルを簡単に共有し、複数の方が編集できる。
- ③自動で更新：保存したファイルがすべての端末で自動的に更新され、どこでも最新の状態で使える。
- ④アクセス管理：誰がファイルを見たり編集したりできるかを設定でき、安心して使える。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 会議の資料や案内をオンラインで共有できます。
- 会員間の情報のやり取りが簡単になり、リアルタイムで情報を更新できます。
- 大切なファイルを安全に保存し、必要な時に必要な方がアクセスできます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 会議資料などの共有が迅速かつ効率的にできます。
- 紙のやり取りが減り、必要な方がリアルタイムでアクセスできるため、役員交代があったときの資料の引継などに活用できます。
- ファイルの保存場所を一元管理でき、必要な時に簡単に取り出せるので、作業の手間も軽減され、使い続けることで過去の資料を確認できたりします。

ツール 1

Google ドライブ

Googleアカウントを使い、文書や写真、動画を簡単に保存・共有。Googleの他のツールとの連携が便利です。

より詳しい情報は
こちらから！



ツール 2

Dropbox

ファイルの保存、共有が簡単で、大きなファイルのやり取りが強みです。PCやスマートフォン間での共有がスムーズに行えます。

より詳しい情報は
こちらから！



会議を録音すれば、簡単に文字にしてくれる

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

自動文字起こし

概要

文字起こしツールは、音声や会話を文字に変換してくれる便利なツールです。会議やインタビューの録音をアップロードすると、聞き取れない箇所や誤認識は一部ありますが、自動で内容を文字にしてくれます。手書きでメモを取る手間が省け、後から内容を見返すのが簡単になります。これにより、重要な情報を逃さず、効率的に整理できます。



機能紹介

- ①音声の文字起こし：録音した音声を自動でテキストに変換します。
- ②リアルタイム文字起こし：会話が進行している中でも、リアルタイムで文字に変換して表示します。
- ③保存・編集：文字起こしした内容を保存し、後から編集や検索が可能です。
- ④複数言語対応：日本語以外の言語にも対応し、外国語の音声も文字にできます。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 会議や話し合いの内容が自動で文字に起こされるため、議事録作成が簡単になります。
- 会議後に迅速に内容を確認・共有でき、出席できなかったメンバーにも正確な情報が伝わります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 議事録作成のためのメモ取りが不要となり、より会議に集中できます。
- 迅速に会議報告資料を作成でき、情報伝達のスピードが向上します。

ツール1

CLOVA Note

高精度な音声認識を活用し、リアルタイムでの文字起こしが可能。日本語に強みがあります。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール2

Notta

多言語対応で、録音した音声を即座に文字に変換。スマホアプリからも簡単に使用できます。

より詳しい
情報は
こちらから！



会話を
そのまま文字データ
として画面上に
起こしてくれます！



今回みなさん
お話しする議題
は...



デジタル活用で自治会運営の効率化

株式会社アイティサーフ

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

概要

アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。
デジタルツールの活用により、運営を効率化します。

サービス紹介

- ①自治会独自のSNSによる回覧板作成・閲覧。
- ②SNSアンケートの作成、自動集計、自治会費の支払。(PayPay 利用)
- ③自治会で保有している書類ファイルのクラウド化。
- ④Teamsによる総会・班長会の視聴やパソコンでの案内板作成補助。



株式会社アイティサーフ

所在地：神奈川県横浜市中区海岸通 4-23
マリンビル3階
TEL：045-334-8035
MAIL：t-uchibori@it-surf.co.jp

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- SNS上で班ごとにグループを作成し、コミュニケーションツールとして活用。
- 班長会等を、SNSで周知し、出欠確認。
- 書類をクラウドに保管、紛失リスクが減少。
- 役員交代時の引継ぎが楽になります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

共働き世帯が増加し、役員の仕事が負担となっています。
負担軽減と、役員の担い手を確保します。スマホで回覧板を閲覧できるので、回さなくても大丈夫です。また、町内会費もスマホから支払うので、自宅にて支払う煩わしさもありません。

まちづくりNPOによる等身大の地域密着型支援

特定非営利活動法人 I Love つづき

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

概要

時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をお伝えします。

サービス紹介

- ①各種WEBサービスなどの使い方を伴走支援します。
- ②WEBサービス等を活用した、自治会運営情報の保存、共有方法。
- ③LINE公式アカウントやLINE WORKSの開設と基本操作。
- ④無料オンラインデザインツールCanvaやスマホZoomなどの講座。



特定非営利活動法人 I Love つづき

所在地：神奈川県横浜市中区中川 1-17-22
ガーデンプラザ宮台 402
TEL：045-306-9004
MAIL：info@ilt.yokohama

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- LINEグループで日々の連絡や意見交換。
- LINEミーティングでオンライン会議。
- イベントや会議の日程調整と日程通知。
- アンケートの実施や書類・写真の共有。
- 議事録、やることリストの共有。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

LINEを使えば、連絡がスムーズに。通知や会議の案内、イベント告知が簡単に行え、メンバー間の連絡が密に。アンケートや緊急連絡も手軽に実施でき、ファイル共有機能で書類のやり取りがスムーズに。迅速で効果的な運営が実現します。

自治会町内会DX伴走サポート



NPO法人 まちづくりエーエージェント
SIDE BEACH CITY.

概 要

自治会町内会のDXを個別に支援します。
SNSやLINE、デジタルツール導入サポート。

サービス紹介

- ①個々の事情に即したDX課題への伴走サポート・講座。
- ②SNS導入支援、LINEの利活用支援、ホームページ支援。
- ③デジタルツール、アプリ導入支援。特定のサービスや販売、代理店などをしていないので、一緒にDX課題に取り組みます。



特定非営利活動法人 まちづくり
エーエージェント SIDE BEACH CITY.

所在地：横浜市中区相生町 3-61 泰生ビル2F
TEL：045-900-6054
MAIL：info@sbc.yokohama



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

デジタルツールで何を選べば良いか迷っていませんか？NPOは、中立的な立場を生かして最適なデジタルツールをご提案します。個別相談から導入支援、勉強会、運用サポートまで、まずはお気軽にご相談ください。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

当団体は2017年の設立当初より、情報格差（デジタルデバイド）の解消を目的としたICTの利活用支援を行っています。コロナ禍以降は、自治会町内会を含め支援実績60件以上。その大多数が実際に取り組み、効果を実感していただいています。

地域活動をITでもっと便利に快適に！



ウーマンネット
WOMANET株式会社

概 要

ITで業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を実現しませんか。
女性コンサルタントが優しくサポート。

サービス紹介

- ①SNS、LINE、ホームページ、Zoom、ChatGPTなど、幅広い研修を提供。
- ②町内会会費の徴収を電子マネー決済 PayPay で業務効率化。
- ③防災IT、Yahoo防災アプリの活用方法などもアドバイス。
- ④外国人住民向けにAI Chatを活用して多言語での情報発信。



WOMANET 株式会社

所在地：横浜市港北区大倉山 3-1-27-2F
TEL：045-642-7732
WEB：https://ictdx-jichikai.jimdofree.com
担当者：丸山、木村



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 自治会町内会活動のIT化・デジタル化推進を女性コンサルタントが優しくサポート！
- ペーパーレスで業務効率化。
- SNSを活用した情報発信、ホームページの活用で若い方向けへの情報発信をしてみませんか。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

次のような効果が期待できます。
①情報共有の迅速化、②防災・災害時の迅速な対応、③会議・集会の効率化、④交流・コミュニティ形成の促進、⑤若い世代との連携促進、⑥健康管理や見守りサービスの向上、⑦業務の効率化・負担軽減

→ 岩井町原第一町内会 〈保土ヶ谷区〉

地域のお祭り×PayPay

世帯数：399 / 班数：24

町内会費の集金のほか、令和6年8月に行われたお祭りで、模擬店での支払いにPayPayを活用しました。現金の受け渡しがない、スムーズなキャッシュレス決済を実現しました。



キャッシュレス決済を活用して、役員の負担軽減をしたいと考えていたので、導入することができてとても嬉しく思っています。工夫しながら誰もが参加しやすい自治会町内会を目指していきたいと考えています。



▲お祭りの様子



▲会長 小石川さん

→ 本郷第一自治会 〈瀬谷区〉

回覧板の電子化×いちのいち

世帯数：460 / 班数：30

令和2年の役員会で紙回覧を電子回覧にしてはどうかと提案があったことをきっかけとして、検討を始めました。コロナ禍で検討に時間を要したものの、令和5年より「いちのいち」を導入しています。自治会内で一斉配信可能、緊急連絡に対応できる、文書が手元に残るので回覧板が回ってしまっても資料閲覧が可能、といったメリットを感じています。

回覧文書とポスターの電子媒体での配布、行事予定の共有などで、いちのいちを活用しています。



▲広報担当 横内さん

▲会長 上田さん

→ 大口仲町池下町会 〈神奈川区〉

災害時支援×結ネット

世帯数：785 / 班数：50

土地の高低差が大きいことや車の通れる道路が少ないといった地形的な要因から、災害時の共助による支援の必要性を町会では強く感じていました。令和3年に待望していたリアルタイムの安否確認機能を持つ「結ネット」の運用を開始しました。結ネットは、災害時の一斉連絡、未読・既読による一次安否確認、安否情報の入力・収集などが可能で、町会員の共助に役立つものです。

結ネットの導入により、紙媒体に限定されない多種の情報交換が可能となりました。さらに、災害時にも大きな力となると期待しています。



▲会長 石渡さん

▲ICT担当 岩並さん

※記載は取材時点の内容です。活用方法など、内容が異なる場合があります。

デジタル化をサポートする

お役立ち情報

これまで難しいと
考えていたデジタルも
これであれば
私にもできそう！



区役所の会議資料を データでほしい！



横浜市町内会連合会のホームページでは、定例会議資料とともに、各区の町内会連合会のページをご案内しています。各区のページでは、自治会町内会向けの資料を電子データで公開しています。ペーパーレスの取組にもつながります。



▶「横浜市町内会連合会」のホームページより、地図を直接タッチ（クリック）することで、各区の町内会連合会のページが閲覧できます。



ACCESS!

気になったら
いますぐチェック！



横浜市町内会連合会ホームページ

横浜市 市連会

検索

スマートフォンの使い方を 動画で学びたい！



総務省の「デジタル活用支援推進事業」のページでは、スマートフォンやメッセージアプリなどの使い方を紹介する動画・教材を提供しています。自治会町内会で講座を開く際、活用できます。



(教材イメージ)

ACCESS!

気になったら
いますぐチェック！



デジタル活用支援 標準教材・動画ホームページ

総務省 デジタル活用支援 動画

検索

連絡先一覧

名称	所在地	電話番号
横浜市役所 市民局 地域活動推進課	中区本町6-50-10	045-671-2317
青葉区役所 地域振興課	青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2291
旭区役所 地域振興課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6091
泉区役所 地域振興課	泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2391
磯子区役所 地域振興課	磯子区磯子3-5-1	045-750-2391
神奈川区役所 地域振興課	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7086
金沢区役所 地域振興課	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7801
港南区役所 地域振興課	港南区港南4-2-10	045-847-8391
港北区役所 地域振興課	港北区大豆戸町26-1	045-540-2234
栄区役所 地域振興課	栄区桂町303-19	045-894-8391
瀬谷区役所 地域振興課	瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5691
都筑区役所 地域振興課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2231
鶴見区役所 地域振興課	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1687
戸塚区役所 地域振興課	戸塚区戸塚町16-17	045-866-8411
中区役所 地域振興課	中区日本大通35	045-224-8131
西区役所 地域振興課	西区中央1-5-10	045-320-8389
保土ヶ谷区役所 地域振興課	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6380
緑区役所 地域振興課	緑区寺山町118	045-930-2232
南区役所 地域振興課	南区浦舟町2-33	045-341-1235

横浜市市民局地域活動推進課

令和7年1月発行



最新情報は、
こちらから
確認できます！

※本書の掲載内容は、令和6年12月時点の情報に基づいています。
各種デジタルツール（アプリケーション）のアップデート等により、
操作方法や仕様が変更される場合がありますので、ご注意ください。



区連会 資料 2-5

令和 7 年 2 月 18 日
旭区連合自治会町内会連絡協議会資料
旭区役所総務課

連合自治会町内会長 様

令和 7 年国勢調査員推薦等への御協力について（お願い）

日ごろから、各種統計調査に格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、本年 10 月 1 日を期して全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、国内に居住するすべての人を対象とする国の最も重要な調査です。

つきましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、各自治会・町内会におかれましては、国勢調査員として適任の方を御推薦賜りますようお願い申し上げます。

1 各自治会町内会様に依頼する調査区数・調査員数

調査区数 1,906 調査区（旭区全体 2,065 調査区）

調査員数 1,012 人（内 2 調査区担当調査員 894 人）

調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布等を行っていただきます。

一人当たり原則、2 調査区（約 100 世帯）を担当していただきます。

※ 各連合自治会町内会別の依頼数については、「資料 1」を御覧ください。

2 調査員の主な仕事

- ① 調査員説明会への出席（9 月 1 日～9 月中旬）区役所等で実施します。
- ② 担当調査区域の範囲確認、調査書類の配布準備（説明会～9 月 19 日）
- ③ 調査票の世帯配布（9 月 20 日～9 月 30 日）
- ④ 回答確認リーフレットの配布（10 月 1 日～10 月 3 日）
- ⑤ 調査票の回収（回収の約束をした世帯のみ）（10 月 1 日～10 月 8 日）
- ⑥ 調査関係書類の区役所への提出、未提出世帯への督促状配布（10 月中～下旬）

3 前回（令和 2 年）調査からの主な変更点

- 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では、従来の「対面による調査書類の配布」を原則とします。
- 調査活動を始める時期が後ろ倒しになり、実働期間は短くなります。また、調査書類配布期間に土日が 2 回あり、調査活動がしやすくなっています。
- 直接面会して世帯に説明することが困難と見込まれる場合、外観やマンション管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

4 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員となります。任命期間は、9月1日から10月31日の2か月間となる予定です。

5 調査員の報酬

- ・ 2調査区100世帯を調査した場合、約78,000円程度
 - ・ 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
- ※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

6 依頼方法

各自治会町内会長様に直接、3月初旬に郵送で御依頼させていただきます。

7 各自治会町内会様への依頼内容について

「資料2」を御覧ください。

8 添付資料

(資料1) 令和7年国勢調査 連合自治会町内会別国勢調査員推薦依頼数

(資料2) 令和7年国勢調査員の推薦のお願い

- ア 依頼文
- イ 調査区域全図（見本）
- ウ 令和7年国勢調査員推薦名簿
- エ 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い
- オ 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書
- カ 国勢調査に関するチラシ

問合せ先：旭区役所総務課統計選挙係
佐藤、佐々木、飯嶋、岩澤

電話：954-6012

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

令和7年国勢調査 連合自治会町内会別国勢調査員推薦依頼数

地区名	調査区数	調査員推薦依頼数	うち2調査区担当調査員	地区名	調査区数	調査員推薦依頼数	うち2調査区担当調査員
鶴ヶ峰地区町内会連合会	217	113	104	希望が丘南地区連合自治会	63	33	30
白根地区町内会自治会連合会	102	54	48	さちが丘地区連合自治会	98	51	47
旭北地区連合自治会	109	60	49	万騎が原連合自治会	56	33	23
上白根連合自治会	21	11	10	二俣川地区連合自治会	130	70	60
今宿地区町内会自治会連合会	104	54	50	二俣川ニュータウン連合町内会	75	42	33
川井地区町内会自治会連合会	103	53	50	旭中央地区連合町内会	41	22	19
若葉台連合自治会	116	60	56	旭南部地区連合自治会	93	48	45
笹野台地区連合自治会	91	50	41	左近山連合自治会	108	55	53
希望が丘連合自治会	81	44	37	市沢地区連合町内会	54	28	26
希望が丘東地区連合自治会	113	61	52	その他(連合未加入自治会)	131	70	61
総計					1,906	1,012	894

※ 調査員数については、自治会町内会ごとに原則1人2調査区で人数を算出しています。

自治会町内会長 様

旭区長 権藤 由紀子

令和7年国勢調査員の推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として、国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な統計調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、国勢調査の重要性を御理解いただき、令和7年の実施にあたりまして、国勢調査員として適任の方の御推薦につき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 御推薦いただきたい調査員数等

前回と同様に、原則、調査員お一人につき2調査区の御担当をお願いいたします。

調査区数 _____ **調査区** (調査区域は別添の地図を御覧ください)

調査員 _____ **人** (うち2調査区を御担当いただく調査員 _____ 人)

※2調査区の組み合わせは、地域の地理に詳しい自治会町内会さまにお任せします。

2 自治会町内会長の皆様にお願ひしたいこと

(1) 調査区域の確認

調査区域は、極力自治会町内会のエリアで設定をしていますが、国の規定上、どうしても、自治会エリアをまたがってしまう場所がありますのでご了承ください。

(2) 2調査区を担当する調査員の調査区域の組み合わせ

同封の調査区域全図(自治会町内会長様用資料です。)をご利用いただき、2調査区の組み合わせをお願いいたします。

【調査区域全図の見方】

- 1 お願ひさせていただく調査区域を赤で囲んでいます。
- 2 赤字は調査区番号です。推薦名簿には、この番号をご記入ください。
- 3 青数字は世帯概数(住宅戸数)です。組み合わせの参考にご利用ください。

(3) 「調査員推薦名簿」の作成

「調査員推薦名簿」を作成していただき、同封の返信用封筒で4月25日(金)までに旭区役所統計選挙係に御郵送くださるようお願いいたします。

※調査員の推薦が難しい調査区がありましたら、お早めにご相談ください。

※データで御提出いただける場合は、様式をメール送付するため【自治会町内会名、送信者氏名】を本文中に入力のうえ、裏面下部のアドレスにメールで御連絡ください。

(4) 調査員になられる方への資料の配布

調査員になられる方に、別添の「調査員就任のお願い」・「調査員就任承諾書」・担当する「調査区地図※」・「返信用封筒」をお渡しください。

裏面あり

※調査区地図について

地図上の赤色線囲みの範囲が1調査区になります。調査区番号は赤字で示しています。

3 御推薦いただくにあたっての留意点

調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- 原則として20歳以上の方
- 秘密の保護に信頼をおける方
- 選挙・警察に直接関係のない方
- 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員の主な仕事

- ① 調査員説明会への出席（9月1日～9月中旬）区役所等で実施します。
- ② 担当調査区域の範囲確認、調査書類の配布準備（説明会～9月19日）
- ③ 調査票の世帯配布（9月20日～9月30日）
- ④ 回答確認リーフレットの配布（10月1日～10月3日）
- ⑤ 調査票の回収（回収の約束をした世帯のみ）（10月1日～10月8日）
- ⑥ 調査関係書類の区役所への提出、未提出世帯への督促状配布（10月中～下旬）

5 調査員の報酬

- ・ 2調査区100世帯を調査した場合、約78,000円程度
- ・ 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

《送付書類一覧》

- ① 令和7年国勢調査員の推薦のお願い（本文書）
 - ② 令和7年国勢調査員推薦名簿……………1枚
 - ③ 名簿返信用封筒……………1枚
 - ④ 調査員推薦用調査区地図
 - ・ 調査区域全図……………1枚（※御依頼する調査区が多い場合は、複数枚に分けています。）
 - ・ 調査区地図……………お願ひする調査区数分
 - ⑤ 令和7年国勢調査 調査員就任のお願ひ
 - ⑥ 就任承諾書
 - ⑦ 承諾書返信用封筒
- ……………推薦依頼調査員数
※⑤⑥は⑦の封筒に入れてあります。
調査区地図と一緒に、調査員になれる方へお渡しください。

【前回(R2)国勢調査との相違点】

- ・ 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では、従来の「対面による調査書類の配布」を原則とします。
- ・ 調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています。
- ・ 直接面会して世帯に説明することが困難と見込まれる場合、外観やマンション管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

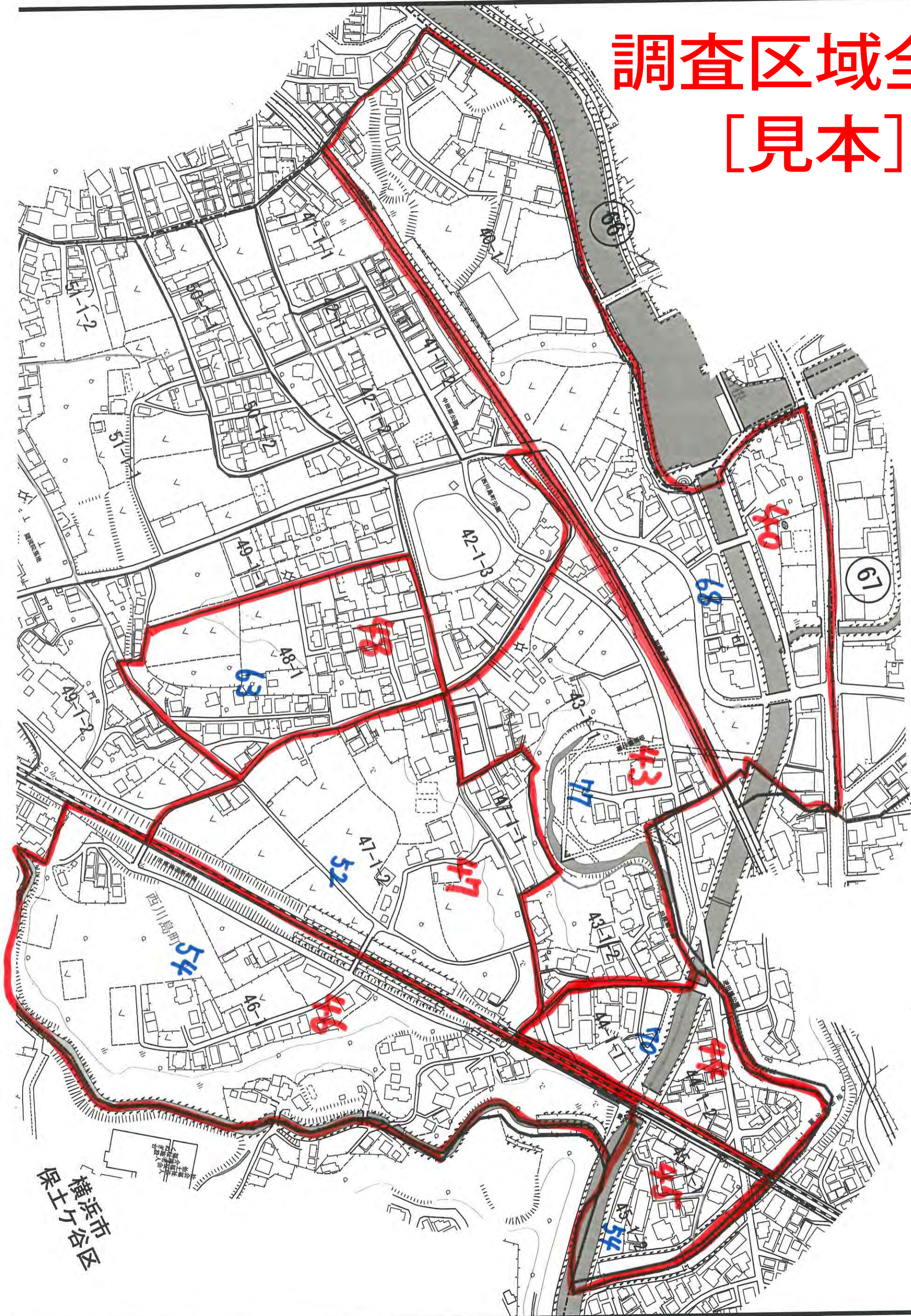
問合せ先：旭区役所総務課統計選挙係
佐藤、佐々木、飯嶋、岩澤

電話：954-6012

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp



調査区域全図 [見本]



横浜市
保土谷区

令和7年 国勢調査員推薦名簿

自治会・町内会名

推薦者氏名

TEL

調査区番号	調査員氏名	電話番号
2020-1 2021-1	旭 太郎	〇〇〇-〇〇〇〇
2022-1 2023-1	横浜 花子	△△△-△△△△
2008-1	神奈川 次郎	090-××××-××××
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

記
載
例

裏面あり

	調査区番号	調査員氏名	電話番号
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回は22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《前回調査（令和2年国勢調査）との調査員事務の主な変更点》

- ・ 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では、従来の「対面による調査書類の配布」を原則とします。
- ・ 調査活動を始める時期が後ろ倒しになり、実働期間は短くなります。また、調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています。
- ・ 直接面会して世帯に説明することが困難と見込まれる場合、外観やマンション管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

《調査員の主な仕事》 任命期間（予定）：令和7年9月1日～10月31日

- ① 調査員説明会への出席（9月1日～9月中旬）※区役所等で実施、詳細は別途お知らせします。
- ② 担当調査区域の範囲確認、調査書類の配布準備（説明会～9月19日）
- ③ 調査票の配布（9月20日～9月30日）
- ④ 回答確認リーフレットの配布（10月1日～10月3日）
- ⑤ 調査票の回収（回収の約束をした世帯のみ）（10月1日～10月8日）
- ⑥ 調査関係書類の区役所への提出、未提出世帯への督促状配布（10月中～下旬）

《調査員報酬》

- ・ 2調査区100世帯を調査した場合、約78,000円程度
 - ・ 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
- ※ 調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。

なお、御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入いただくとともに、調査員証用写真を同封の上、5月16日（金）までにご郵送願います。

《調査員証用写真について》

- 縦4cm×横3cm（写真の裏面に氏名を記入）
- 最近6か月以内に撮影した、無帽・正面向き・胸部以上のものです。
- すでにある写真やデジカメで撮影した写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。

『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』にご記入いただいた情報は、国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 旭区役所総務課統計選挙係 ☎ 954-6012

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記「調査員の就任要件」①～⑤をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市	区	
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (歳)
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話（自宅）	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無		

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

《国勢調査に関する調査員事務説明会について》

9月上旬～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間	・	平日夜間	・	土曜日や日曜日
------	---	------	---	---------

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望に添えない場合がありますのであらかじめ御容赦ください。

《横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ》

従事している「所属」を以下に御記入ください。別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

《調査員の就任要件》

① 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方、③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係ない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

返信の際は、調査員証用写真の同封をお忘れなく！

さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性



さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



令和7年国勢調査 調査員事務の流れ

- 9月1日～9月中旬 **調査員説明会への出席**
 区役所会議室等で開催する説明会で書類の作成方法、注意点等を確認します。
- 説明会后～9月19日 **調査の準備**
 1 現地確認
 区から提供される調査区地図で現地を確認し、所定の地図と調査世帯の名簿を作成します。
 2 調査書類のセット
 世帯に配布する調査票等の書類をセットし、配布の準備をします。
- 9月20日～30日 **調査票の配布**
 担当区域を巡回し、全世帯に調査書類の配布、協力依頼をします。
 ※ このとき必ず回答方法を確認します。
 インターネット・郵送回答を希望された世帯には、回収に伺う必要がありません。
 回収を希望される世帯には、回収日の約束をします。
 なお、直接面会することが難しい場合には、居住確認を行えた時点で、調査書類をポスト投函します。
 ※ 調査員の負担軽減につながりますので、世帯の了解が得られる場合は、インターネット・郵送回答を推奨します。
 (ただし、無理強いは禁物です)
- 10月1日～3日 **回答確認リーフレットの配布**
 全世帯に回答確認リーフレットを配布します。
- 10月1日～8日 **調査票回収**
 回収の約束をした世帯を訪問し、調査票を回収します。
 調査票は封をした状態で受領するため、内容の確認は不要です。
- 10月中旬～下旬 **調査書類の提出**
 回収した調査票、調査員が作成する名簿等を整理し、指定日に区役所に提出します。
 この時点で回答が確認できない世帯に督促をします。
 督促用の書類をお渡ししますので、該当世帯に赴きポスト投函して終了となります。

旭福第 1732 号
令和 7 年 2 月 18 日

旭区地区連合自治会町内会長
旭区自治会町内会長
各位

旭区福祉保健課長
戸矢崎 悦子

民生委員・児童委員及び主任児童委員の令和 7 年一斉改選 及び負担軽減・活動支援策の取組状況について

立春の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃から旭区福祉行政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、民生委員・児童委員は自治会町内会（主任児童委員は地区連合自治会町内会）の推薦準備会からご推薦いただき、厚生労働大臣から委嘱され、福祉活動に尽力いただいています。

民生委員の任期は民生委員法で 3 年と定められており、令和 7 年 11 月 30 日をもって現在の任期が満了し、それに伴い令和 7 年 12 月 1 日付で一斉改選が行われます。

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦については、5 月の区連会でご依頼予定ですが、事前に推薦事務の留意事項について、別紙 1 のとおり情報提供いたします。

また、別紙 2 のとおり、令和 7 年 7 月 1 日付で欠員補充等が行われます。現在、民生委員・児童委員及び主任児童委員が欠員の自治会町内会及び地区連合自治会町内会におかれましては、今後、個別に推薦書類を郵送させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

一斉改選に向けては、横浜市全体で負担軽減・活動支援策について検討や取組を進めています。令和 6 年 2 月の区連会にて、具体的な取組をご報告したところですが、一斉改選を控えた現在の全市における取組状況を別紙 3 にて、あらためてご報告いたします。

【添付資料】

別紙 1 （2～4 ページ）一斉改選に係る推薦事務の留意事項

別紙 2 （5～16 ページ）令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（市連会資料）

別紙 3 （17～19 ページ）民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について（市連会資料）

【問い合わせ先】

旭区福祉保健課 高森、國枝

電話：954-6101

Mail：as-minjikyo@city.yokohama.lg.jp

一斉改選に係る推薦事務の留意事項

1 今回の一斉改選からの主な変更点

(1) 再任委員の年齢要件について、原則74歳までの者だが、選出が困難な場合は特例として、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。

※特例の条件については16ページ参照

(2) 全ての候補者が再任の場合、自治会町内会等の代表及び地区民児協の代表の同意があれば、地区推薦準備会の開催を省略することができる。

※上記(1)の特例の場合は省略不可

2 自治会町内会（地区連自治会町内会）推薦事務の主な流れ

(1) 推薦候補者の人選（5月下旬）

推薦関係書類一式（履歴書・会議録・推薦人選出報告書）、記入方法、説明資料を区から自治会町内会及び地区連自治会町内会に送付します。

(2) 候補者へ履歴書の作成を依頼（5月下旬以降）

(3) 推薦準備会の推薦人を選出し、推薦人選出報告書を作成

(4) 推薦準備会の開催日及び会場を決定し、推薦人に開催案内を送付

(5) 推薦準備会の開催（開催条件の確認・審議等、会議録を作成）

(6) 提出書類（履歴書・会議録・推薦人選出報告書）を区役所へ提出

書類審査を円滑に行うため、締切を2回に分けています。推薦関係書類一式をご用意できましたら、第1回締切（7月15日）提出にご協力をお願いします。

3 推薦のスケジュール

2月～		市連会協力依頼、区連会協力依頼(2月18日) 各自治会町内会で、推薦候補者の人選に着手をお願いします
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼 区役所から自治会町内会（地区連自治会町内会）へ推薦を依頼（推薦関係書類発送）
6月	上旬 中旬 下旬	自治会町内会対象推薦事務説明会（旭区HP上に同内容の説明動画を配信） （第1回：6月4日（水）午後7時～ @旭公会堂） （第2回：6月7日（土）午前10時～ @旭区役所新館2階 大会議室）
7月	上旬 中旬 下旬	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;">内申</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 区役所 第1回締切 7月15日（火） </div> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; margin-left: 100px;"> 区役所 第2回締切 8月15日（金） </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; margin-left: 100px;"> 区役所から市推薦会へ候補者を内申 </div>
8月	上旬 中旬 下旬	
9月		
10月		市推薦会、市審査会開催
11月		厚生労働大臣へ推薦
12月		12月1日付委嘱、委嘱状交付式（日時・会場決定後、改めてご連絡します）

4 推薦事務のポイント

- (1) 候補者の推薦にあたっては、地区民生委員児童委員協議会会長等や地域ケアプラザとも相談するなど、ぜひ地域での連携を密に図っていただきますようお願いいたします。
- (2) 4月から6月頃は、各自治会町内会長（各地区連合自治会町内会長）が交代される場合があります。その際は、推薦事務（書類等含）について確実な引継ぎをしていただきますようお願いいたします。
- (3) 自治会町内会長等を対象に、推薦事務説明会を次のとおり予定しております。任意となりますが、ご都合の良い日程に参加していただきますようお願い申し上げます。

日時：2025年6月4日（水）午後 7時～ （第1回）

2025年6月7日（土）午前10時～ （第2回）

会場：旭公会堂（第1回）、旭区役所新館2階大会議室（第2回）

※各回、同様の内容です。第1回と第2回で会場が異なります。

※旭区ホームページ上にも、推薦事務を説明した同内容の動画を配信予定です。

5 今回の一斉改選による委嘱の任期

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年間）

6 年齢要件について

民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦候補者には年齢要件があります。ご推薦の際には十分ご注意ください。また、現任の民生委員・児童委員及び主任児童委員に再任の意思がある場合でも、必ず年齢要件を満たしていることを確認してください。

やむを得ずご勇退される場合は、他の候補者を推薦してください。

(1) 民生委員・児童委員

年齢は、委嘱日の属する年度（令和7年）の4月1日を基準日とする。

新任	原則68歳（昭和31年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、 74歳（昭和25年4月2日以降に生まれた方）まで
再任・元職	原則74歳（昭和25年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とする事ができる。（条件あり） 【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

(2) 主任児童委員

年齢は、委嘱日の属する年度（令和7年）の4月1日を基準日とする。

新任	原則54歳（昭和45年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、 58歳（昭和41年4月2日以降に生まれた方）まで
再任・元職	原則60歳（昭和39年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、 64歳（昭和35年4月2日以降に生まれた方）まで

7 推薦準備会について

(1) 推薦準備会の開催要否について

全ての候補者が再任の場合、自治会町内会等の代表及び地区民児協の代表の同意があれば、地区推薦準備会の開催を省略することができます。

(2) 推薦準備会の推薦人の選出について（5人～10人以内で構成）

- (1) 自治会町内会（地区連合自治会町内会）の代表（必須）
- (2) 地区民生委員児童委員協議会の代表（必須）
- (3) 保健活動推進員
- (4) P T A
- (5) スポーツ推進委員
- (6) 青少年指導員
- (7) 老人クラブ
- (8) 女性組織
- (9) その他（ボランティアグループ、子育てグループ、地域ケアプラザ職員等）

8 活動費及び横浜市民生委員児童委員協議会会費について

(1) 活動費

民生委員活動に伴う実費弁償（電話代、交通費等）として横浜市が活動費を支給しています。（「横浜市民生委員・児童委員活動費支給要綱」）

70, 200円／年（5, 850円／月）（令和6年度実績：6月、2月支給）

※一般民生委員、一般主任児童委員の場合

(2) 横浜市民生委員児童委員協議会会費

横浜市民生委員児童委員は、横浜市民生委員児童委員協議会（以下、「市民児協」）の会員となり、市民児協会費をご負担いただいております。（「横浜市民生委員児童委員協議会会則」）

7, 500円／年（令和6年度実績：6月納入）

主な会費の内訳…市民児協互助事業会費、全国互助共励会費、市民児協会費、全国民生委員児童委員連合会会費、市社協会費等

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

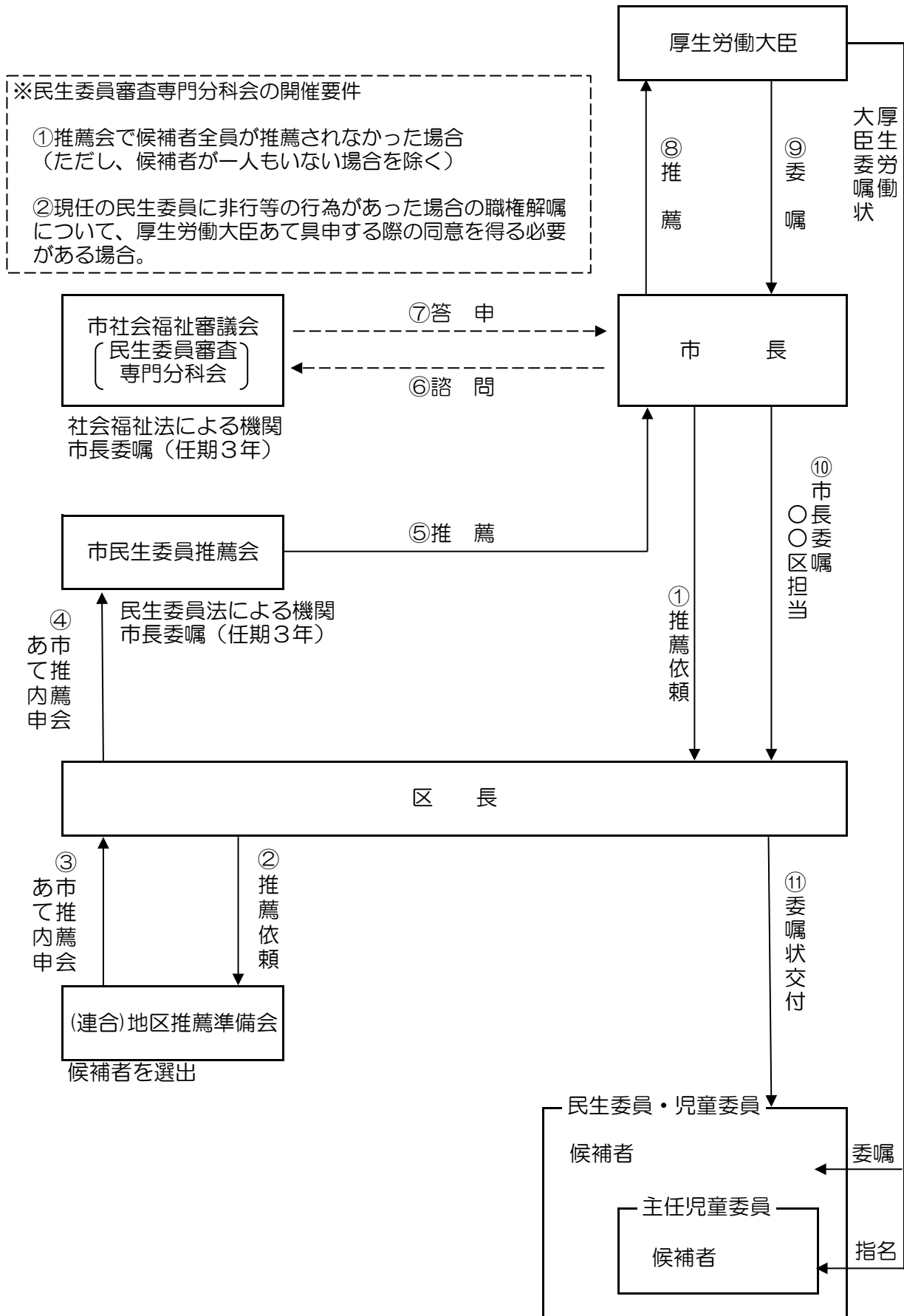
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 7,500 円 （令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

※令和7年7月1日付欠員補充の要件です

資料4

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3年 令和7年(2025)年11月30日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計					
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数				
		男	女		計	男		女	計	男	女	計
計	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 7,500 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:旭区役所福祉保健課福祉保健係 連絡先:045-954-6101

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。(R7.1~)</u>
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくなるための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施	
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)	
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開 	
		<p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	R7	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始 	
		<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
		<p>依頼業務の精選</p>	<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)
		<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
			<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
		<p>地区民児協の運営支援</p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	<ul style="list-style-type: none"> ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		<p>情報共有</p>	<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	検討中
		<p>地域との連携によるサポート強化</p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		<p>活動費等の見直し</p>	<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上</p> <p>R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	R6	12	実施済
			<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	今後取組予定	13	検討中
		<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	R6	14	「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
		<p>・通信手段の検討</p>	<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	今後取組予定	15	検討中	

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16	・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	17	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18	検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19	R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	20	同上
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

区連会 資料 2-7

旭共募発第 85 号
令和 7 年 2 月 18 日

各連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 6 年度共同募金実績の中間報告ならびに 令和 7 年度共同募金運動実施への協力依頼について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度共同募金運動実施にあたっては、自治会町内会の皆さまにご協力をいただき、誠にありがとうございました。戸別募金への皆さまの格別のお力添えに、重ねてお礼申し上げます。

令和 7 年 1 月 15 日現在の共同募金実績額の一覧を添付いたしますので、ご確認ください。

皆様からお寄せいただいた募金は、地域福祉のための高齢者や子育て支援等の活動団体の活動費等、その他には、民間事業や社会福祉施設の備品購入や修繕費として役立たせていただいております。

令和 7 年度も共同募金運動を 10 月 1 日から 12 月 31 日まで実施する予定です。引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

添付資料 (1) 共同募金会旭区支会：令和 6 年度共同募金実績額中間報告

共同募金会旭区支会
(旭区社会福祉協議会内)
電話：392-1123
FAX：392-0222
担当：菊地・梅崎

令和 7 年 2 月 18 日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和 7 年度 日本赤十字社会員増強運動(会費募集)にかかる 資材調査について（ご依頼）

平素より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、今年度も会員増強運動に格別なるご配慮をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の会員増強運動の実施にあたり、必要資材数や資材送付先等の確認をさせていただきたく、別紙「資材調査票」にご回答くださいますようお願い申し上げます（資材は令和 7 年 4 月下旬頃に発送を予定しています）。皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 お願ひしいたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】ご承知おきください。
- 【単位会長】資材調査へのご協力

2 調査票の提出期限と方法

【提出期限】令和 7 年 3 月 17 日(月)

期限が短く申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

【提出方法】同封の返信用封筒にてご返送、FAX、旭区社協へご持参ください。

※ご提出のない場合は、自治会町内会長（令和 7 年 3 月 1 日時点の地域振興課自治会名簿）あてに、昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご承知おきください。

3 添付資料

- (1) 令和 7 年度日赤会費募集にかかる資材調査票
- (2) 資材の説明（写真付き）
- (3) 返信用封筒

【事務局】

日赤旭区地区委員会

（横浜市旭区社会福祉協議会内）

担当：杉山

TEL：392-1123

FAX：392-0222

MAIL：asahi-ks@csres.ocn.ne.jp

NO. 《自治会・町内会》 様

記入者名: _____

連絡先: _____

【送付先】
日赤旭区地区委員会
(旭区社会福祉協議会内) 担当: 杉山行
FAX: 045-392-0222
Mail: asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp
3月17日(月)までにご提出ください。

令和7年度 日赤会費募集にかかる資材調査

1. 別紙《資材の詳細》を参照して、希望資材数をご記入ください。なお、全ての資材が前年度と同数ご希望の場合は右□欄にチェック☑をしてください。 ⇒ □

No.	配布内容(別紙参照)	R6年度送付数	R7年度希望数
1	募金用(郵便局)払込用紙	《R6送付数》枚	枚
2	委嘱状(カードサイズ)	《R6送付数》枚	枚
3	パンフレット(A5 サイズ)	《R6送付数》部	部
4	チラシ(A4)	《R6送付数》枚	枚
5	ポスター(A4)	《R6送付数》枚	枚
6	受領証(10枚綴り)	《R6送付数》冊	冊
その他(ご希望があればご記入ください)			
7	募金専用封筒	《R6送付数》枚	枚
8	門標	《R6送付数》枚	枚
9	その他()	一枚	枚

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長あてにお送りさせていただきますので、ご了承ください。

2. 資材発送先を選択、またはご記入ください。

資材配送先(選択・ご記入ください)			
<input type="checkbox"/> ①自治会町内会長宅 ※令和7年3月1日時点の旭区役所地域振興課の名簿に基づき、送付を予定しています。			
<input type="checkbox"/> ②その他(以下に送付先をご記入ください)			
住所	(〒 -) 旭区		
氏名			
TEL		FAX	

ご協力ありがとうございました。

《日赤会費募集に係る資材の説明》

No.	配布内容	説明	令和6年度版 (参考)
1	募金用(郵便局)払込用紙	入金時に使用する払込用紙	
2	委嘱状(カードサイズ)	各班・組で会費を取扱われる 奉仕者用	
3	パンフレット(A5 サイズ)	各班回覧用	
4	チラシ(A4)	各世帯用	
5	ポスター(A4)	掲示板等で利用	
6	受領証(10枚綴り)	各班・組で会費を取扱われる 時に使用	
7	募金専用封筒	(希望自治会のみ)各世帯用	
8	門標	(希望者のみ)各世帯用	

旭区社協発第 491 号

令和 7 年 2 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 渡邊 多喜男

令和 6 年度 社会福祉協議会賛助会費募集へのお礼及び

令和 7 年度の募集協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

令和 6 年度の賛助会費の募集につきましては、多大なるご協力を賜り誠にありがとうございました。

社会福祉協議会賛助会費は、地域性を活かした独自の福祉保健活動を進めるための貴重な財源として、様々な事業に活用させていただいております。

つきましては、令和 7 年度も引き続き、各地区社会福祉協議会からご協力依頼をさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

<令和 6 年度賛助会費実績>

5, 136, 500 円 ※令和 7 年 1 月 31 日現在

※参考：令和 5 年度実績額 5, 116, 880 円

<参考資料>

令和 6 年度賛助会費協力依頼チラシ

【問合せ先】

担当：村瀬・梅崎

電話：392-1123

FAX：392-0222

あなた自身が地域福祉の担い手です

令和6年度

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり

参考

社会福祉協議会賛助会費への ご協力をお願いします



地域食堂



放課後の学習支援



生活にお困りの方への食料品等の無料頒布会



子育てサロン



地域交流イベント

社会福祉協議会は、社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた非営利の民間団体です。共に支えられ生きていく地域共生社会を実現するために、賛助会費へのご協力をお願いしています。

『賛助会費』とは

地域のみなさまに社会福祉協議会の事業にご賛同いただき、賛助会員としてその活動を支えていただくものです。少子高齢化や新型コロナウイルス等感染症の影響による地域のつながりの希薄化が進む中、住民同士の見守りやささえあい活動を進めていくには、多くのご支援と参加が欠かせません。

みなさまからお寄せいただく賛助会費はお住まいの**各地区社会福祉協議会と旭区社会福祉協議会の貴重な活動財源として、身近な地域で行われる福祉保健活動に活用いたします。**

なお、賛助会費の取りまとめは、各地区社会福祉協議会が中心に行います。

また、個人だけでなく法人や企業等の賛助会費も募集していますので、下記までお問い合わせください。

賛助会費は任意であり、強制ではありません。旭区の地域福祉がより充実したものになるようみなさまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

令和5年度
旭区社会福祉協議会に
お寄せいただいた
賛助会費は
5,116,880円
でした。
ありがとうございました！



あさひ丸

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

TEL 045-392-1123 FAX 045-392-0222

E-mail asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp ホームページ <https://www.palletasahi.jp/>

HPは
こちらから



19の地区社会福祉協議会では 地域性を活かしたさまざまな取組が行われています。

『地区社会福祉協議会』とは

地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分の地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された任意の団体です。



身近な地域における
見守り事業



生活に
お困りの方への
支援事業

障害児・者への
支援事業

子育て支援の
ための事業



広報紙発行や
福祉講座開催など
福祉啓発の
ための事業



高齢者食事
サービスや
サロン活動など
各種交流事業



移動スーパーの
開催



その地区の課題に沿った活動をすすめています！

旭区社会福祉協議会では

「地域共生社会の実現」に向けて、さまざまな事業を実施しています。

旭区社会福祉協議会は、一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりを目指し、地域の各種団体と連携を取りながら、様々な取組を進めています。これらの活動は地域のみなさまのご協力によって支えられています。



ひとり親家庭応援 Day



地域における見守り活動
「ご近助ほっこり活動」の推進



福祉教育(ぼっちゃ体験)の推進

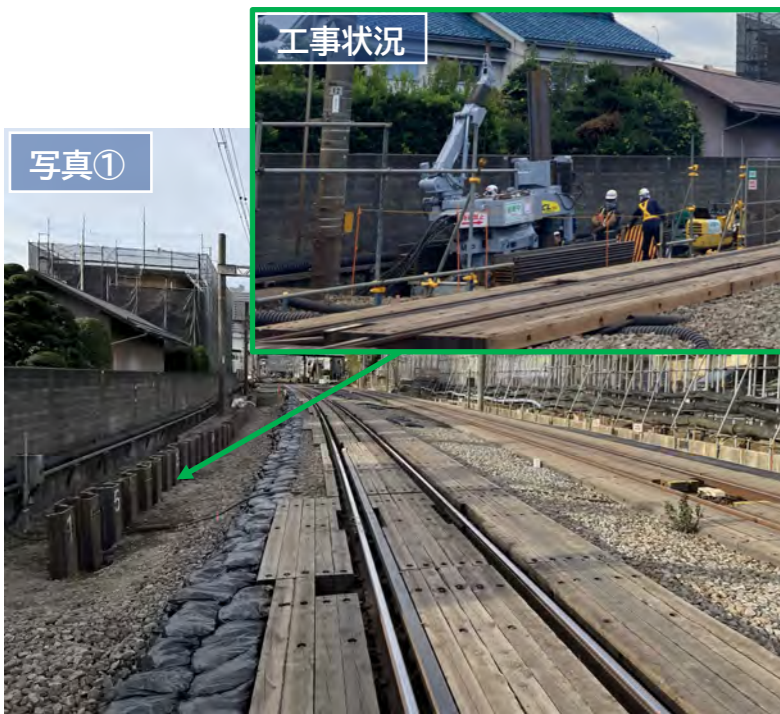
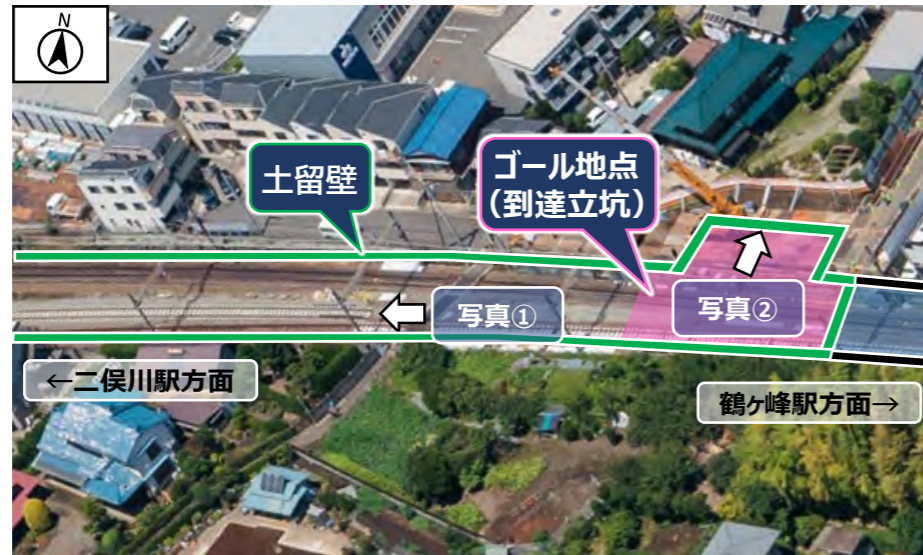


ゴール地点ではどんな工事をしているの？

シールドマシンのゴール地点では、今後、地面を掘り、地下に箱型トンネルを作っていきます。

現在はその準備として、土を押しやる役割の「土留壁」を整備しています。「土留壁」には、鋼矢板（鉄製の板）やソイルセメント（土とセメントを混ぜたもの）を使用します。

鉄道の真横で工事を行うため、安全第一で作業を実施します。



写真① 鉄道に近い場所での工事状況



写真② 約18mの鋼矢板を地中に打ち込んでいきます。

保土ヶ谷バイパス付近の工事スケジュール（予定）



お問い合わせ

【事業に関すること】横浜市 道路局 建設部 建設課（鉄道交差調整担当）
 TEL：045-671-2792 / FAX：045-663-8993 / E-mail：do-tetsudou@city.yokohama.lg.jp
 【工事に関すること】相模鉄道株式会社 施設部 建設課
 TEL：045-520-4331 / FAX：045-520-4337 / URL：<https://www.sotetsu.co.jp/support/>

鶴ヶ峰連立 検索



工事説明会の資料

鶴ヶ峰連立News

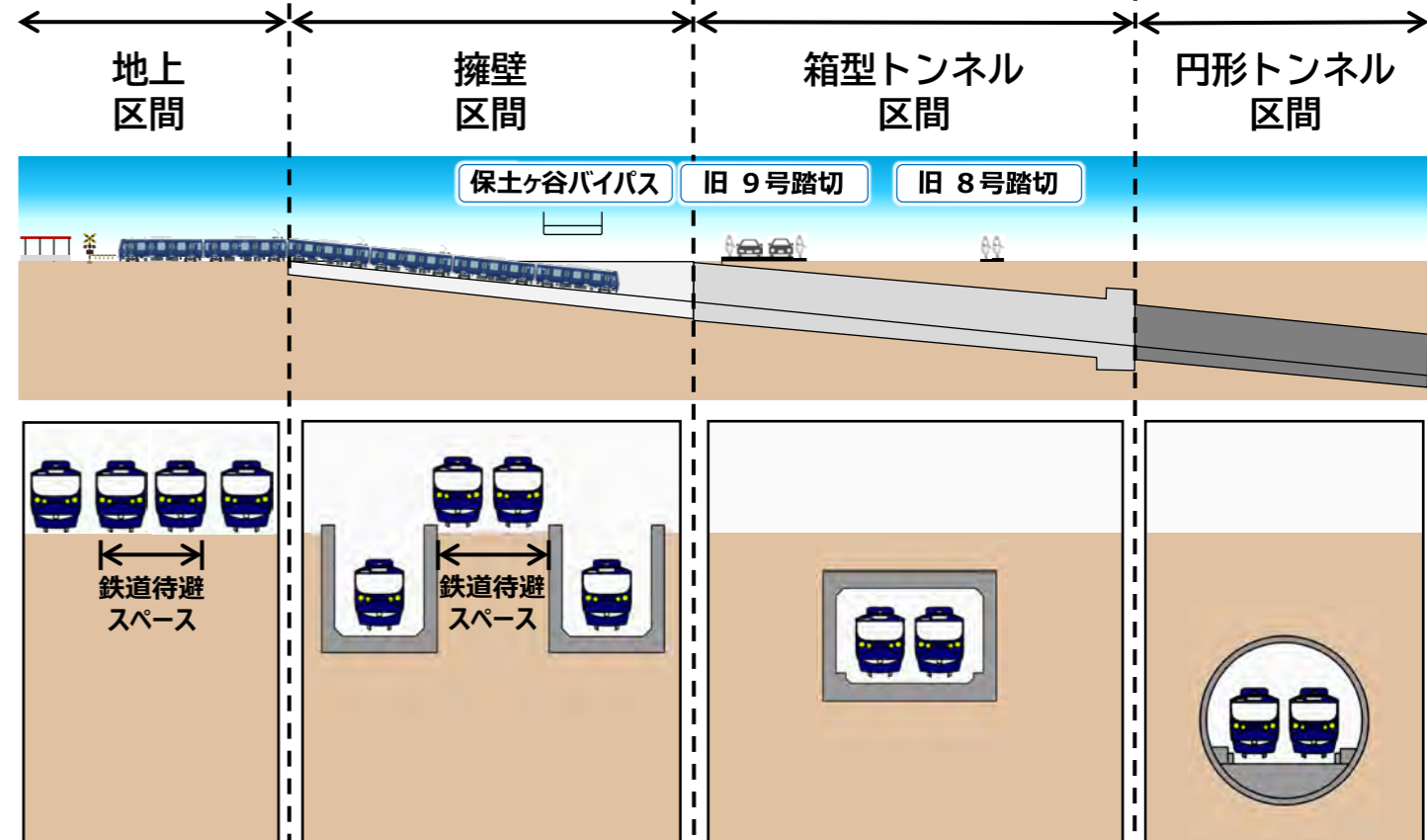
鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業は、西谷駅から二俣川駅間において、鉄道を地下化することにより10箇所の踏切をなくし、「交通渋滞の解消」「歩行者の安全性の向上」「鉄道に分断された地域の一体化」等を図る事業です。

第10号では、シールドマシンのゴール地点となる保土ヶ谷バイパス付近の工事の状況について紹介します。

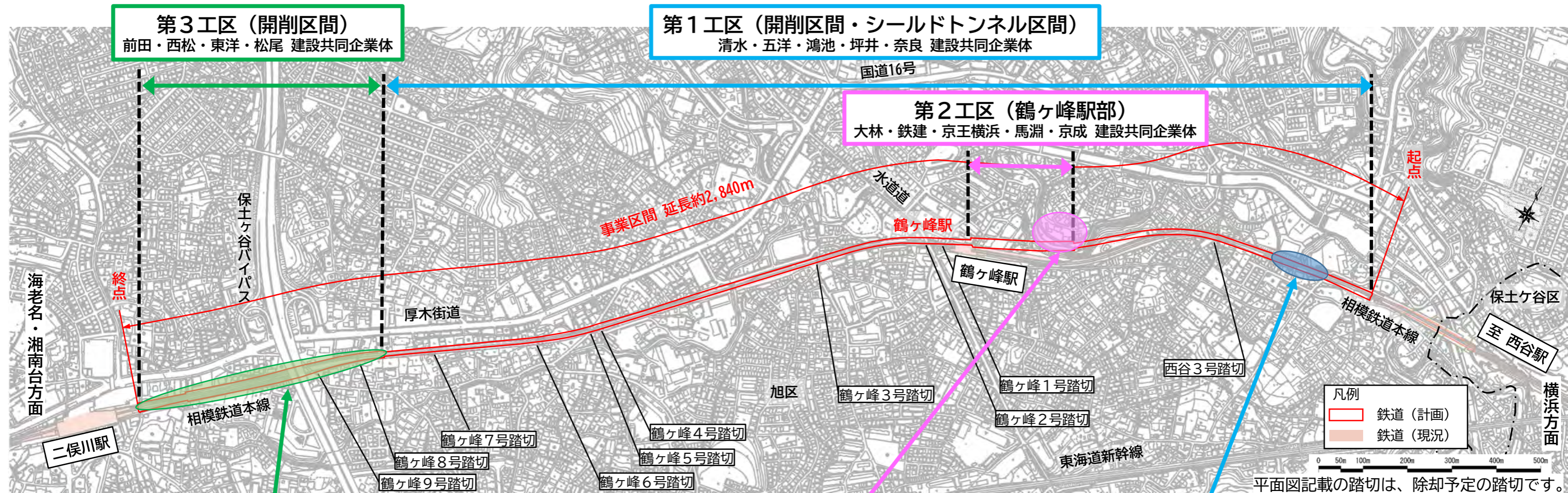
保土ヶ谷バイパス付近ってどうなるの？

保土ヶ谷バイパス付近は、鶴ヶ峰駅側から地下を通ってきた鉄道が地上に上がってくる区間となり、①円形トンネル、②箱型トンネル、③擁壁の3つの構造に分かれます。

そのうち円形トンネルはシールド工法で整備し、西谷駅側から発進したシールドマシンは、旭警察署付近のゴール地点となる到達立坑まで掘り進めます。この区間にある鶴ヶ峰8、9号踏切はなくなり、安心・安全な通行が可能な道路に生まれ変わります。



各工区の工事進捗状況



第3工区
【旧下り線の撤去が完了しました】



下り線の線路切替により残った旧下り線の撤去工事が完了しました。今後は、撤去後のスペースを活用し、土留壁の打ち込み、工事中に線路を支える工事桁の支持杭の打ち込み、箱型トンネル・擁壁を作っていきます。
 近隣にお住まいの方などの安全に十分配慮して、工事を進めていきます。

【3工区】前田・西松・東洋・松尾JV
 電話：045-744-9125

第2工区
【親水緑道の水路切り回し工事を実施しています】



新たな鶴ヶ峰駅を親水緑道の地下に建設するための準備工事として、水路の切り回し工事を実施しています。現在生息している水生生物や植物等、環境に配慮して工事を進めていきます。
 近隣にお住まいの方や鶴ヶ峰駅を利用する方などの安全と環境に十分配慮し工事を進めていきます。

【2工区】大林・鉄建・京王横浜・馬淵・京成JV
 電話：045-744-8971

第1工区
【工事桁を架ける準備工事を実施しています】

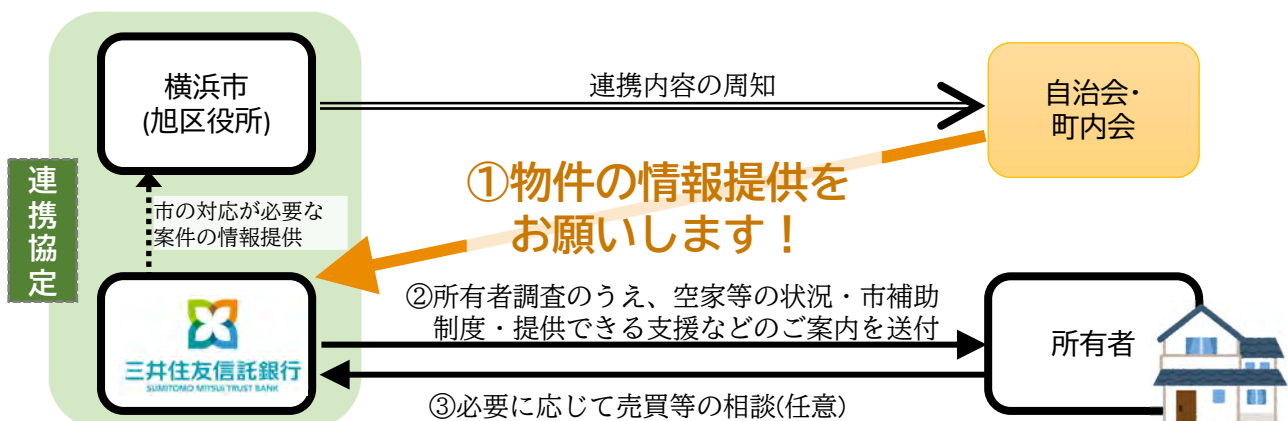


線路の真下にシールドマシンが入る空間を作るため、工事中に線路を支える工事桁の準備作業を行っています。
 夜、列車の運行が終わったらレールを取り外して、レールの下の部分の土を掘削し、工事桁の支持杭を打ち込んでいます。
 近隣にお住まいの方などの安全に十分配慮して、工事を進めていきます。

【1工区】清水・五洋・鴻池・坪井・奈良JV
 電話：045-442-5240

< 旭区限定 > 気になる！？ もったいない空家 ありませんか？

相続や不動産流通・有効利用等についてノウハウのある三井住友信託銀行から所有者へアプローチすることで、管理不全な空家等となる前の早い段階で流通につなげ、安全に暮らせるまちづくりと地域の活性化を目指します。



※三井住友信託銀行は、横浜市と「旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定」を結んでいます。

Q どんな物件の情報を提供したらいいの？

A 「使われていない住宅」「活用されていない住宅」と思われる建物が対象となります。
(必ずしも空家であることが確定していなくても構いません)

Q どうやって情報を提供したらいいの？

A 所定の様式を記入して（記入例はこのチラシの裏面）、三井住友信託銀行 二俣川支店あてに、Eメール(asahiku_akiya@smtb.jp)でお送りください。

※ 情報提供は、自治会・町内会単位でお願いします。

※ 二俣川支店窓口へのご持参(要事前予約)、電話(0120-860-377)でも構いません。



Q 情報提供の様式はどこでもらえるの？

A 旭区役所区政推進課あてにEメール(as-kikaku@city.yokohama.jp)又はFAX(045-951-3401)でご連絡ください。

様式の請求はこちら(メール作成画面が開きます)→



<協定についてのお問い合わせ先>

旭区役所区政推進課 電話 045-954-6026

送付先：asahiku_akiya@smtb.jp

記載例

令和 ●年 ●月 ●日

三井住友信託銀行株式会社 二俣川支店 御中

横浜市旭区内における空家等の情報提供

自治会・町内会名	●● 自治会
会長氏名	●● ●●
連絡先電話番号	●●●● (●●●●) ●●●●

貴社と横浜市が締結している「旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定」(以下「空家連携協定」という。)に基づき、次のとおり空家等の情報を提供します。

提供した情報は、空家連携協定の目的以外での使用や、本人の同意を得ずに第三者へ提供しないよう、お願いします。

なお、管理不全な空家等について対応が必要な場合は、本様式の内容を横浜市へ提供することについて同意します。

○案件1 ※氏名や居住時期・家族構成等の個人情報は記載しないでください。

所在地	旭区 ●●町 ●丁目 ● - ●
表札名	●●
建物の外観	階数： 2 階建 外壁の色： 白 その他特徴： 緑のポスト、掲示板の裏、駐車禁止標識の前
空家等でお困りの事	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 建物・塀の老朽化や破損 <input type="checkbox"/> 樹木・雑草の繁茂 <input type="checkbox"/> その他 ()
案内図 (表札名が記載できない場合は空家の場所が分かるようにご記入ください。)	外観写真 (可能でしたら添付をお願いします。)
 ©OpenStreetMap ※個人の名前は記載しないでください。	

案件が複数ある場合は次ページにご記入ください

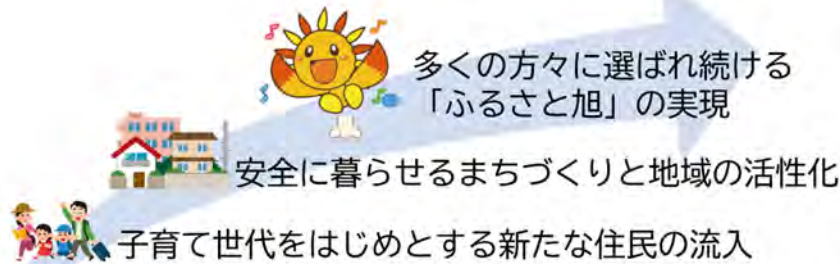
旭区内の空家の流通促進を図るため 連携協定を締結！



共創フロント[※]を通じて、三井住友信託銀行二俣川支店から、SDGsの地域貢献の取組の一環として空家の流通促進についてご提案いただきました。多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現を目指し、連携して取り組んでまいります。



【左】三井住友信託銀行 高橋常務 【右】旭区 権藤区長



未活用の土地・建物(空家等)の流通

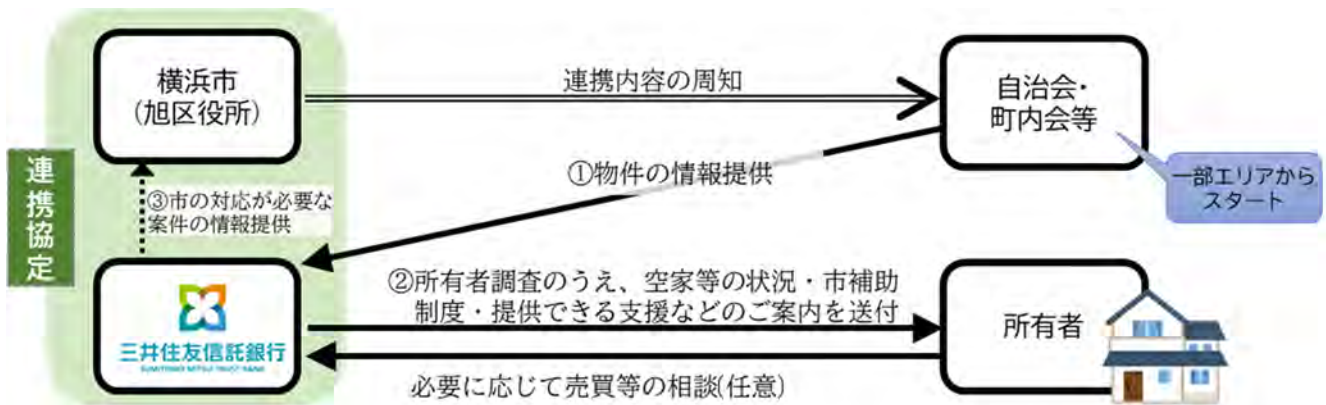
※民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく窓口として、横浜市では「共創フロント」を開設しています。



協定の概要

旭区役所が自治会・町内会に協力を頂きながら、相続や不動産流通・有効利用等についてノウハウのある三井住友信託銀行と連携して取り組むことで、管理不全な空家等となる前の早い段階で、流通につなげる事を目指します。

なお、試行的な取組のため、協定開始時は、旭区内の一部エリアに限定して実施します。その後、運用状況を確認しながら順次区内全域に対象エリアを拡大していきます。



- ・協定の名称 横浜市旭区内の管理不全な空家等の発生抑制等に係る連携協定
- ・協定締結日 令和5年12月13日(水)

お問合せ先

(協定について) 旭区区政推進課長 蒲田 仁 Tel 045-954-6025

(三井住友信託銀行の取組内容について)

三井住友信託銀行株式会社 二俣川支店次長 藤本 彰 Tel 0120-860-377

区連会資料 3 - 5

旭地振第 2164 号
令和 7 年 2 月 18 日

旭区自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい事業における春の花苗配布の申請について（事業説明）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027 年国際園芸博覧会に向けた機運醸成」に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公園や歩道など公共の場所での花植えを積極的に進めている自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、区役所から花苗の配布を予定しています。

花苗の配布を希望する団体は、横浜市電子申請・届出システムから御申請いただくか、別紙「花苗配布申請書」を御提出くださいますようお願い申し上げます。

申請が多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、例年、自治会町内会長等の交代に伴い申請を忘れられてしまう団体がございます。引継ぎの際に十分ご注意ください、お願いいたします。

○配布予定苗 マリーゴールド（13,000 ポット）

○配布上限数 1 団体 4 ケース以内（1 ケース 24 ポット入り）

※旭区花いっぱい活動推進者表彰を受けた団体は上限を超えて申し込むことが可能です。詳細は個別に御連絡します。

○配布日時 令和 7 年 6 月 8 日（日）8:30～（予定）

※引渡し時間等については、後日郵送でお知らせいたします。

○配布場所 資源循環局旭工場（旭区白根 2-8-1）

○申請方法

(1) 横浜市電子申請・届出サービスから申し込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd7b80b9-c089-4156-a76e-291497abd80a/start>

(2) 郵送・FAX・窓口等で別紙「花苗配布申請書」の御提出



QRコード

◎申請期限

令和 7 年 4 月 10 日（木）必着

担当 旭区役所地域振興課

石澤・海野

TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

花苗配布申請書（令和7年度春）

団 体 名	自治会 町内会
担当者氏名	
担当者連絡先 (決定通知書 送付先)	〒
	TEL
申 請 数	<p>(記載例) 1・2・3・④ ケース×24ポット=96ポット</p> <p>※1ケースは24ポットです。希望するケース数に○を付けてください。</p> <p>1・2・3・4 ケース×24ポット= ポット</p>
植付け予定場所名称	
植付け予定場所住所	
植付け予定場所案内図 ※周囲の目印となる建物から道案内してください。	

FAXの場合、お手数ですが送信後、開庁時間内に御連絡下さい。

※誤送信、裏面送信・未送信等による申請漏れ防止のため

◎提出先 旭区役所地域振興課資源化推進担当
 所在地 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12
 TEL 954-6096
 FAX 955-3341
 MAIL as-shigen@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料 3-6

区連会 2月定例会資料
令和7年2月18日
市民局地施設課

令和7年度からの旭区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和7年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ24株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30分までごとに300円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3月から4月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

	現行料金	改定後
第1 駐 車 場	8:00~18:00 30分/200円	8:00~ <u>22:00</u> 30分/200円
	18:00~8:00 60分/100円	<u>22:00</u> ~8:00 60分/100円
	土・日・祝日当日最大900円(24時切替)	土・日・祝日当日最大900円(24時切替)
第2 駐 車 場	8:00~18:00 30分/100円	8:00~ <u>20:00</u> <u>30分/150円</u>
	18:00~8:00 60分/100円	<u>20:00</u> ~8:00 60分/100円
	土・日・祝日当日最大800円(24時切替)	土・日・祝日当日最大800円(24時切替)

※その他、夜間最大料金（第1駐車場 18:00~8:00 最大500円、第2駐車場 18:00~8:00 最大400円）は廃止します。

(2) 改定理由

- ・料金体系を周辺相場に合わせるとともに夜間料金の切り替わり時間を見直し
- ・周辺駐車場周辺駐車場状況等を勘案し、料金体系をより利用者にわかりやすくするため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和7年3月~4月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版3月号で周知を図ります。

担当 市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL : 671-2086 FAX : 664-5295

E-mail : sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料4-1

2025・2026年版旭区区民生活・防災マップ発行について

旭区では、「旭区区民生活・防災マップ」を隔年発行し、主に転入者を対象に配布しています。

このたび、2025・2026年版を作成しましたので、情報提供させていただきます。

1 主な内容

- (1) 防災情報
- (2) 区内のバスマップ
- (3) 区役所の業務案内、主な官公庁・公共機関・市民利用施設の連絡先
- (4) 旭区全体地図
- (5) 急病案内

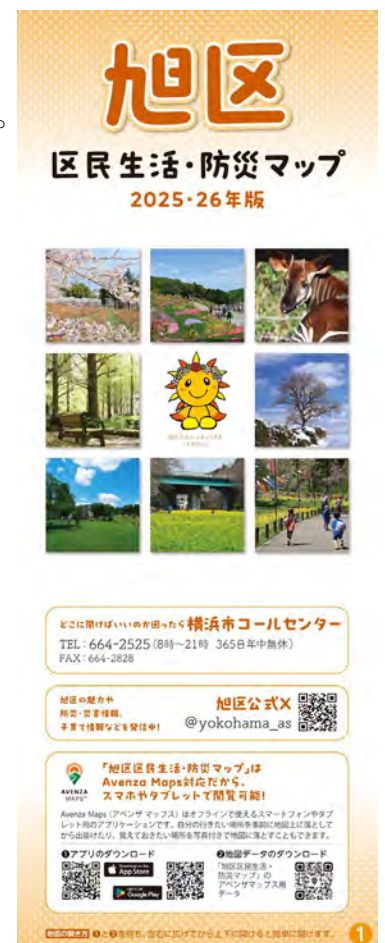
2 配布対象者

主に来庁者・転入者向けに配布しています。転入された方には、配架場所（区役所正面入口の転入者向け情報コーナー）を転入手続きの際にご案内しています。

3 配布開始時期・場所

2月1日から、区内の以下の場所で順次配布を開始しています。

- ・旭区役所1階1番窓口
- ・二俣川駅行政サービスコーナー
- ・地区センター
- ・コミュニティハウス
- ・地域ケアプラザ
- ・旭区社会福祉協議会
- ・旭図書館



表紙

担当：区政推進課広報相談係
尾崎、石倉
電話：954-6022

横浜市の防災Eメール

防災Eメールを登録
防災Eメールを登録
防災Eメールを登録

防災Eメールを登録
防災Eメールを登録
防災Eメールを登録

防災情報の収集方法

防災情報の収集方法
防災情報の収集方法
防災情報の収集方法

災害時の医療体制

災害時の医療体制
災害時の医療体制
災害時の医療体制

病気のとき

病気のとき
病気のとき
病気のとき

家族の安全確認

家族の安全確認
家族の安全確認
家族の安全確認

家族の安全確認

家族の安全確認
家族の安全確認
家族の安全確認

家族の安全確認

家族の安全確認
家族の安全確認
家族の安全確認

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

近所近所近所

近所近所近所
近所近所近所
近所近所近所

旭区バスマップ

旭区バスマップ
旭区バスマップ
旭区バスマップ

旭区バスマップ

旭区バスマップ
旭区バスマップ
旭区バスマップ

旭区バスマップ

旭区バスマップ
旭区バスマップ
旭区バスマップ

旭区バスマップ

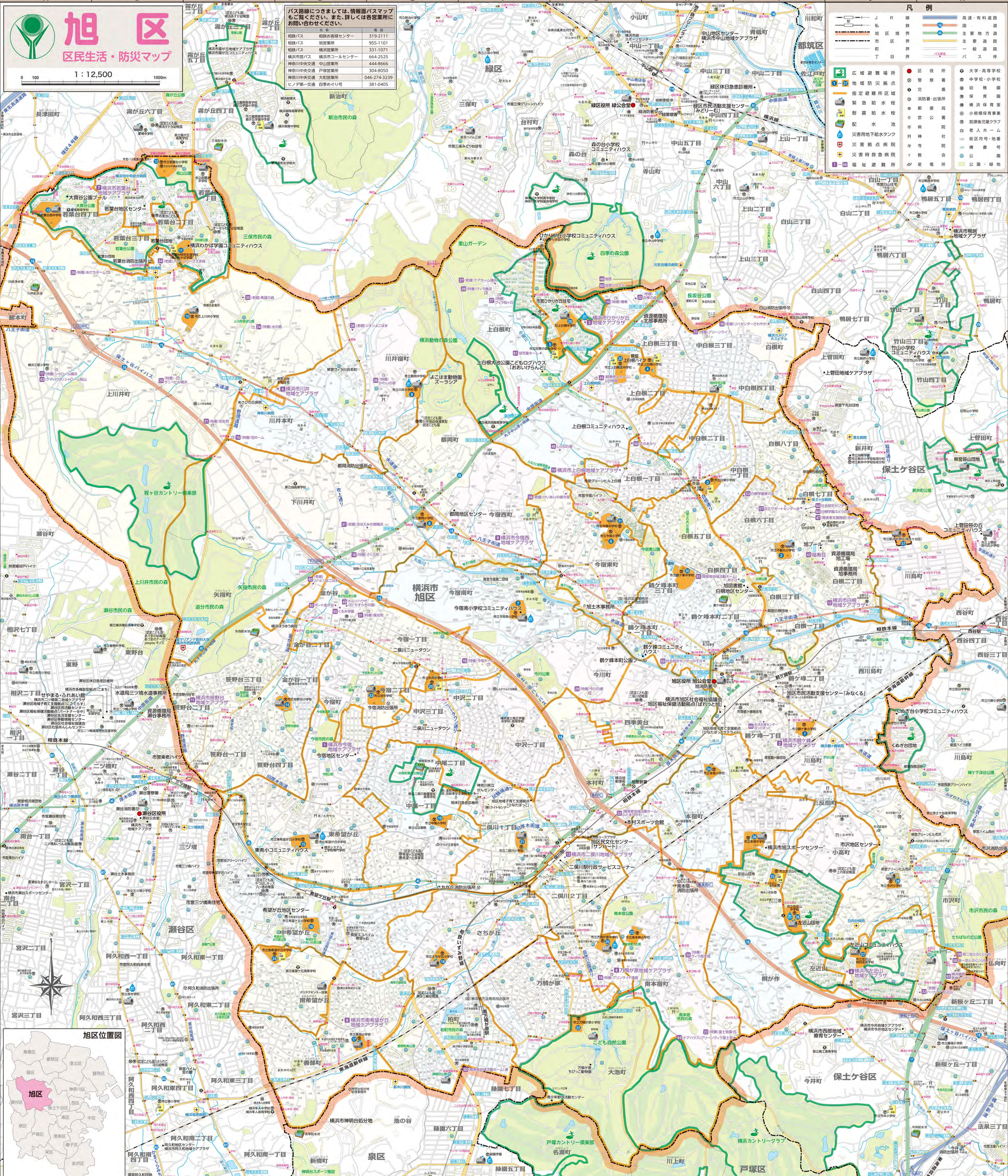
旭区バスマップ
旭区バスマップ
旭区バスマップ

旭区バスマップ

旭区バスマップ
旭区バスマップ
旭区バスマップ

旭区バスマップ

旭区バスマップ
旭区バスマップ
旭区バスマップ



旭区
区民生活・防災マップ

バス路線につきましては、情報バスマップもご覧ください。また、詳しくは各営業所にお問い合わせください。

旭区バス 旭区バスセンター 319-2111
 旭区バス 旭区バスセンター 955-1101
 旭区バス 旭区バスセンター 331-1071
 旭区バス 旭区バスセンター 664-2525
 旭区バス 旭区バスセンター 444-8666
 旭区バス 旭区バスセンター 304-8050
 旭区バス 旭区バスセンター 046-274-3239
 旭区バス 旭区バスセンター 381-0405

凡例

〓 高速・有料道路
 〓 国道
 〓 主要地方道
 〓 一般道路
 〓 バス停

〓 広域避難場所
 〓 地域防災拠点
 〓 指定避難所区域
 〓 緊急給水栓
 〓 配水池
 〓 災害用地下給水タンク
 〓 災害拠点病院
 〓 災害時救急院所

〓 区役所
 〓 警察署
 〓 消防署
 〓 郵便局
 〓 公民館
 〓 図書館
 〓 福祉センター
 〓 老人ホーム
 〓 児童センター
 〓 公民館・緑地

〓 大学・高等学校
 〓 中学校・小学校
 〓 幼稚園
 〓 保育園
 〓 児童福祉施設
 〓 公民館
 〓 公民館
 〓 公民館
 〓 公民館



旭区広域避難場所

拠点名	地区割り当て
笹山団地	川島町の一部
くぬぎ台団地	西川島町、川島町の一部、鶴ヶ峰一丁目の一部
横浜カントリークラブ	大池町の一部
左近山団地	鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、川島町の一部、三反田町の一部、小高町、市沢町、本宿町、南が丘、左近山
運転免許センター一帯	東希望が丘、中尾一丁目、中二丁目、中三丁目、今宿一丁目、二丁目、三丁目、二反田一丁目、今宿、四季美台
ひかりが丘団地	上白根町、白根一丁目、白根二丁目、白根三丁目、白根四丁目、白根五丁目、白根六丁目
横浜動物の森公園一帯	川井町、都岡町、今宿西町、今宿東町、鶴ヶ峰本町一丁目、三丁目
程ヶ谷カントリー倶楽部	金が谷、金が谷一丁目、二丁目、今宿、野野台一丁目、四丁目
若葉台団地	上川井町の一部、若葉台一丁目、四丁目
神奈川大学グラウンド及び西の森公園	白根町
戸塚カントリー倶楽部一帯	中希望が丘、南希望が丘、青部町、さしが丘、柏町、二反田二丁目、万騎が原、南本宿町、大池町の一部

旭区地域防災拠点

拠点名	対象地域	地図
1 鶴ヶ峰小学校	川島町1574-1925、鶴ヶ峰一丁目1-63、69-89、95、96	I-9
2 不動小学校	川島町1574-1925、鶴ヶ峰一丁目1-63、69-89、95、96、白根一丁目、白根二丁目、白根三丁目、白根四丁目、白根五丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、白根九丁目	I-7
3 白根小学校	白根一丁目、白根二丁目、白根三丁目、白根四丁目、白根五丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、白根九丁目	H-6
4 上白根小学校	白根一丁目、白根二丁目、白根三丁目、白根四丁目、白根五丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、白根九丁目	H-5
5 四季の森小学校	上白根町1717-794、795以下、昔むかしが丘住宅内には上白根小学校を指定、795-982、1139-1447	G-4
6 今宿小学校	今宿町511-808、809、811-831、833-1637(ただし、1530-2、1543-1については今宿南小学校を指定)、1639-1666	G-6
7 今宿南小学校	今宿町1530-2、1543-1、1638	F-7
8 都岡小学校	今宿町、都岡町、川井町、矢野町1197-1203、1271-1281、1283-1835、1850-2023、2024が417-485、487、488	E-6
9 川井小学校	川井町、川井南町(ただし、川井南町583、584、594、595、598、599、5911、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613については川井南小学校を指定)、川井町3220、3228、3229、3230、3231、3233	E-5
10 上川井小学校	川井町583、584、594、595、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、川井町3219、3221-3225、3227、3228、3229、3232、3234、3235	C-4
11 若葉台特別支援学校(横浜わかば学園)	若葉台一丁目	B-3
12 若葉台小学校	若葉台二丁目1番-19番、若葉台三丁目2番-8番	B-2
13 旧若葉台中学校	若葉台三丁目1番-19番、25番-36番	A-3

拠点名

拠点名	対象地域	地図
1 笹山小学校	矢野町1194-1197、1204-1270、1282、1836-1849が49一丁目、金が谷一丁目、6番-18番、金が谷811-735	D-8
2 東希望が丘小学校	今宿町2578-2706 今宿町555-95、107-143、149-187、189-227、241-260 中尾一丁目39番、44番、47番、48番	D-10
3 希望が丘小学校	南希望が丘10-21、30-45、260	D-11
4 都部小学校	南希望が丘1-77、南希望が丘1-96、126-160	D-12
5 さしが丘小学校	中尾一丁目1番、3番-38番、45番-59番、中尾二丁目4番-30番 中尾二丁目1番-20番、31番-44番、55番、57番、58番、59番	E-11
6 中尾小学校	中尾一丁目1番、3番-38番、45番-59番、中尾二丁目4番-30番 中尾二丁目1番-20番、31番-44番、55番、57番、58番、59番	E-10
7 二反田小学校	二反田一丁目1番-53、55、62-68、本村町、さしが丘一丁目、44-49	F-10
8 万騎が原小学校	二反田二丁目1番-10番については南本宿小学校を指定、万騎が原1-17、48、50-149 南本宿町1-4、12-54	G-12
9 南本宿小学校	本宿町103-105、107-139、南本宿町、大池町一丁目10番	G-11
10 本宿小学校	大池町(ただし、大池町1番-10番については南本宿小学校を指定)、万騎が原1-17、48、50-149 南本宿町1-4、12-54	H-9
11 左近山小学校	川島町1900-2045、志近山地区(1、116、286)(1、1997)三反田一丁目160、222-286、287	I-10
12 左近山中学校	志近山地区(157、48区(157、171、116)、68区(171、129)、68区(180)、180区)	I-11
13 左近山特別支援学校	東沢町553-844、861-979、991、995、1035-1050、1072-1081、1180-1187、1209、志近山地区(1188)、88区(448、1010、1188)、88区(448)	J-11

拠点名

拠点名	対象地域	地図
1 市沢小学校	市沢町1-552、645-980、980-990、992-994、996-1034、1061-1071、1082-1181、1189-1246、1247、1248、1251	J-10
2 上白根中学校	上白根町795(市沢町が丘住宅内)	G-4
3 鶴ヶ峰中学校	白根二丁目20番、白根三丁目1番-62番、64番、鶴ヶ峰本町一丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、鶴ヶ峰本町三丁目	H-7
4 今宿中学校	白根二丁目39番、41番-45番、49番-51番、今宿町807、810、832	G-6
5 上白根北中学校	白根二丁目39番、41番-45番、49番-51番、今宿町807、810、832	G-5
6 旭中学校	白根二丁目39番、41番-45番、49番-51番、今宿町807、810、832	E-8
7 南希望が丘中学校	南希望が丘78-139	C-11
8 万騎が原中学校	二反田二丁目、万騎が原1-12、18-47、49	G-11
9 本宿中学校	川島町1926-1989、2046-2154	I-10
10 新井中学校(唯士郎)	川島町2846-3105	J-6

詳細はホームページをご覧ください。
(右記二次元コードからアクセスできます)



入場無料

防災活動の担い手が高齢化してきて、
多くの世代に関心を持ってほしい。

防災訓練をやっても、集まるのは
役員と固定メンバーだけ。
なかなか人が集まらないなあ...

ポリ袋調理や非常食の試食会を実施した
ら、多くの人に参加してもらえました！

子ども会との共催や起震車を呼んだら、
多くの世代の人が来てくれました！！

同じ悩みを抱える自治会町内会の
取組みをご紹介します！

令和6年度 旭区防災講演会

地震時に自分や家族のために地域でできること

日時

令和7年 3月11日(火)

15:00~17:00 (開場14:30)

申込不要



会場

旭公会堂講堂 (旭区総合庁舎4階)

※詳細は裏面をご覧ください。

【お問合せ】

旭区総務課庶務係危機管理・地域防災担当

TEL: 954-6007 FAX: 951-3401

E-mail: as-anzen@city.yokohama.jp

定員

400名 ※定員になり次第、ご入場を制限させていただく場合があります。

講演

◆二俣川ニュータウン第二町内会

◆認定NPO法人 かながわ311ネットワーク

内容

◆自助・共助の基本

講演：かながわ311ネットワーク

能登半島地震の教訓をはじめ自分自身や地域を守るためのキホンをお伝えします!

◆令和6年度防災講座（出前）の事例報告

講演：かながわ311ネットワーク

防災講座（出前）では、地域の実情や課題に応じた講座を展開しています。今年度講座を実施した3団体の講座を経て得られた課題や悩みの解決の糸口をご紹介します!!

◆町の防災組織の具体的な取組事例の紹介

講演：二俣川ニュータウン第二町内会

「防災を考える会」を中心に、住民を巻き込みながら、災害時に助かるために何でも試すという考えの元、様々な防災活動をしています。高齢者が訓練場所まで来るのが大変という声を聞いて、町内6か所を回りながらトイレパック訓練を行うなど、アイデア・工夫が盛りだくさんな活動をしています。

アクセス

相鉄線 鶴ヶ峰駅 徒歩約7分
旭区総合庁舎4階

※公共交通機関をご利用ください。
※お車でのご来場はお控えください。



映画『ゴジラ-1.0』等出演の

た な か み お う

田 中 美 央 さん

旭警察署一日警察署長就任決定

集え！怪獣に飢えた者たち



神奈川県警察音楽隊による
特撮音楽の演奏もあります！



日 時 令和7年4月5日(土) 10時30分開演

場 所 横浜市旭公会堂

内 容 9時30分～開場(開演前に説明有)

11時00分～神奈川県警察音楽隊演奏

11時35分～交通事故防止・特殊詐欺撲滅イベント

12時00分～出演作品・怪獣についてトークショー(12時40分終了予定)

※ 参加条件 警察に協力的な方・怪獣好きな方

※ 参加者には啓発物品の配布もあります

先着400名
観覧無料

★ 一般観覧者 令和7年2月17日(月)午前9時から募集開始 先着400名観覧無料

詳細は二次元コードから申し込みサイトをご確認ください。



★ 問合先 (一財)旭交通安全協会

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

旭区市民活動支援センター「みなくる」の開館時間変更について（情報提供）

日頃より、旭区の市民活動・生涯学習事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
この度、令和7年4月1日（火）より旭区市民活動支援センター「みなくる」の開館時間を次のとおり変更します。

つきましては、広く区民の皆様にも周知するため、御協力をお願いいたします。
今後はより一層、地域活動団体との関係づくりに努め、地域活動の情報収集・発信の強化を進めてまいります。

・変更の概要

- ①第1・第3水曜日が休館日となります。
- ②夜間の開館は火曜のみとなります。
- ③土曜の開館時間は日曜・祝日と同じになります。

変更前		変更後	
月・水・金	9:00~17:00	月・水・ <u>木</u> ・金	9:00~17:00
火・木・土	9:00~20:30	火	9:00~20:30
日・祝	10:00~16:30	<u>土</u> ・日・祝	10:00~16:30

※休館日：第3水曜日

※休館日：第1・3水曜日

～旭区市民活動支援センター **みなくる** について～
旭区の地域活動やボランティア活動を支援する交流拠点です。
鶴ヶ峰駅直結のココロット鶴ヶ峰4階にあります。

詳しくはこちら（市HP）



●こんな時「みなくる」へ

- ・何かを始めたい→講座・イベント、サークルの情報が 있습니다。
- ・知識や特技を活かした活動がしたい→「旭区地域のアドバイザー」にボランティア登録するとイベントで特技を披露してくれる人や講師を探している団体に紹介しています。

【担当】

旭区地域振興課地域力推進担当

電話：045-954-6028 Fax：045-955-3341

旭区市民活動支援センター「みなくる」
〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階
電話：045-382-1000 Fax：045-382-1005
メール：as-manabi@city.yokohama.lg.jp

2027年の花博に向けて 2年前イベント開催♪



イベントについては
Instagramで随時更新

Follow me!!
instagram
詳しい情報はこちらから



23日 来場者先着 2027本 お花一輪プレゼント

両日 会場内ブンブンスタンプラリー
参加賞あり!(なくなり次第終了)

キッチンカーでおいしい食事をして、
フォトスポットでオシャレ写真とりましたよ

#フラワーフェス #花博2027

整理券の配付について

- フラワーアレンジメント
無料体験(各日100名)
各日ともフェス開始時間から配布
(なくなり次第終了)

「花とみどりにかこまれて」 笹野台小学校 2年 宇都宮 志保

FLOWER Fes 2025

3/22 土 9:30 ~ 17:00
※荒天中止
23 日 9:00 ~ 19:30

場所 旧上瀬谷通信施設跡地
(GREEN×EXPO2027 開催予定地)
相鉄 瀬谷駅北口バスターミナルから無料送迎バス有
🚗 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
🚲 駐輪場あり
🐕 会場内には**ペットは入れません**(補助犬・盲導犬・介助犬・聴導犬を除く)



Special Live **クリス・ハート**

23 日 18:30~



打ち上げ花火
23 日 19:00~

- ◆ ステージイベント
地元高校生などによるパフォーマンス
- ◆ みんな集まれ~!ブンブン音頭で一緒に踊ろう!
22日 11:40~15:45~、23日 12:00~14:45~(各15分)
- ◆ 花の街絵画コンテスト受賞者表彰式
- ◆ キッチンカー、ブース出展、屋台など多数出店
フラワーアレンジメント無料体験、キッズスポーツ無料教室

24 日 9:00~12:00
会場内の装飾花鉢・苗の販売(袋は持参して下さい)
※イベント内容および時間帯は予告なく変更になる場合があります

主催 横浜花博連絡協議会 **共催** 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 **後援** 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局、瀬谷区、旭区、大和市、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会、旭区連合自治会町内会連絡協議会 **協力** 上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会、瀬谷区商店街連合会、瀬谷消防団、弁護士 志水隆一、神奈川新聞社、大谷学園横浜準人高等学校、横浜瀬谷高等学校、中央農業高等学校、瀬谷区PTA連絡協議会、神奈川大和阿波おどり振興協会、イースタン企画

協賛
(株)R産業 (株)石井商事 LIG(株) (株)大林組 鹿島建設(株) (株)カンパイ JT 相鉄グループ (株)露木建設 (株)露木塗装 (株)原商会 (株)丸善岩崎農園 (株)安田物産 横浜デザイン (株)リアンレーヴ (株)連合社印刷 一里山ゴルフセンター (株)伊藤造園土木 学校法人ハツ橋学園 カワセ薬局 (有)彦陽電業社 タイヤ館 瀬谷 Blanc Daisy (株)ホーセン (株)丸子商事 横浜トヨー住器(株) (株)ウェスト・プランナー 神奈川美研工業(株) 川口白鳳(株) (株)サカタのタネ 瀬谷総合開発(株) 大成建設(株) 大洋建設(株) (株)横浜レンタル (株)レンタルのニッケン (株)アイシマ 鎌田歯科医院 共同企業体相模アスコン (株)小林園 JA横浜 J:COM (株)住宅プロデュース (有)第一産業 (有)千田商店 (株)デッキ TOPPAN(株) (株)ハクホウエントープライズ (株)ブルーム 由麗那 哈麗羅雅 生駒植木(株) 遠藤電気商会 上瀬谷農業専用地区協議会 橋田武(大和ケータリング協会) サントリービバレッジソリューション(株) (株)ドロー企画 (株)光グローブ (有)まごころ営繕メンテナンス ※2025年2月12日現在、50音順

注意事項 食品を扱っておりますので、会場内にはペットは入場できません。飲酒後の運転は絶対にしないでください。喫煙は喫煙所をお願いします。会場内での事故、怪我、その他トラブルに関しては一切責任は取れませんので、安全に楽しんでください。イベント内容は、変更、中止する場合があります。中止の際はSNSでお知らせします。イベント出演者や他の来場者のご迷惑になる行為、悪質なカメラ撮影行為、イベントの進行の妨げになる行為はご遠慮ください。迷惑行為、妨害行為を行ったり、スタッフの指示をお聞きいただけない場合には、ご退場を含め相応の措置を取らせていただきます。

問合せ先 横浜花博連絡協議会 事務局 TEL 045-442-3484 (平日10:00~14:00)

はる

春の 火災予防運動 実施中


レッサーパンダ

3月1日 土 ▶ 3月7日 金



詳しくはWEBで!

旭消防署 お知らせ

検索 



旭消防署
お知らせページ

旭消防署・旭消防団・旭火災予防協会

写真協力:公益財団法人横浜市緑の協会よこはま動物園ズーラシア

地区連合自治会町内会長 各位

各種委嘱委員の委嘱式について(依頼)

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

各種委嘱委員につきましては、2月21日(金)を目途として現在御推薦をいただいておりますが、各種委嘱委員の委嘱式につきまして、下記のとおり開催させていただきます。

については、御多用のところ大変恐縮ですが、御出席賜りますようお願い申し上げます。出欠については、別添の出欠確認票にて3月7日(金)までにお知らせください。よろしくお願いいたします。

記

委嘱委員等	日時	場所
スポーツ推進委員	4月9日(水) 午後6時30分から	旭公会堂
保健活動推進員	4月25日(金) 午後1時30分から	旭公会堂
環境事業推進委員	5月15日(木) 午後1時30分から	旭公会堂

旭区地域振興課地域活動係

渋谷・石川

TEL 045-954-6091

令和7年3月7日(金)まで

宛先 FAX 045-955-3341

旭区役所 地域振興課 宛

各種委嘱委員 委嘱式

出欠確認票

委嘱委員等	日時	出席 (○×)
スポーツ推進委員	4月9日(水) 午後6時30分から	
保健活動推進員	4月25日(金) 午後1時30分から	
環境事業推進委員	5月15日(木) 午後1時30分から	

連合名 _____

お名前 _____

旭区連合自治会町内会連絡協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会（以下「区連会」という。）と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。

(目的)

第2条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会相互の連携を緊密にするとともに、旭区の発展をはかることを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会長をもって組織する。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名以上
監 事	2名

2 会長及び副会長の選考方法は内規による。

3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合自治会町内会長のなかから、推薦委員会において選出し、区連会において決定する。

(職務)

第5条 会長は、区連会を代表し、会務を掌理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

監事は、会計を監査する。

(任期)

第6条 会長及び副会長の任期は2年とし、改選期の5月に改選する。ただし再任は通算して5期10年までを原則とする。

2 監事の任期は1年とする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長経験者のなかから、会の承認を得て会長が指名する。

(会議)

第8条 この会の会議は、毎月定例日に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集)

第9条 この会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

(事業)

第 10 条 この会は、第 2 条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各地区連合自治会町内会の連絡調整及び各種団体との連絡に関する事。
- (2) 各地区連合自治会町内会から提出される広報連絡事項及び関係行政機関及び各種団体からの広報伝達協力に関する事。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(協議事項)

第 11 条 この会は、次の事項について協議する。

- (1) 各地区連合自治会町内会、各種団体及び行政機関から提出される広報等連絡事項に関する事。
- (2) 区連会の予算及び決算に関する事。
- (3) 新設の地区連合自治会町内会の区連会加入に関する事。
- (4) 既存の地区連合自治会町内会の区連会脱退に関する事。
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項。

(会計)

第 12 条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 13 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(規約の改正)

第 14 条 この規約を改正するときは、構成員の 3 分の 2 以上の議決を要する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

(改正)

- 1 第 6 条改正 昭和 46 年 10 月 18 日
- 2 第 6 条改正 昭和 50 年 6 月 18 日
- 3 この規約は、平成 9 年 4 月 18 日から施行する。

(一部改正)

平成 20 年 4 月 18 日

平成 24 年 2 月 17 日改正 平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 26 年 5 月 19 日改正

平成 28 年 3 月 18 日改正

令和 5 年 11 月 16 日改正

令和 7 年 月 日改正

旭区連合自治会町内会名簿記載順

地 区 名
鶴ヶ峰地区町内会連合会
白根地区町内会自治会連合会
旭北地区連合自治会
上白根連合自治会
今宿地区町内会自治会連合会
川井地区町内会自治会連合会
若葉台連合自治会
笹野台地区連合自治会
希望が丘連合自治会
希望が丘東地区連合自治会
希望が丘南地区連合自治会
さちが丘地区連合自治会
万騎が原連合自治会
二俣川地区連合自治会
二俣川ニュータウン連合町内会
旭中央地区連合町内会
旭南部地区連合自治会
左近山連合自治会
市沢地区連合町内会

旭区連合自治会町内会連絡協議会規約 新旧対照表

現行	改正後												
<p>【省略】</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 この会に次の役員を置く。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>会 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>2名</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>2 会長及び副会長の選考方法は内規による。</p> <p>3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合自治会町内会長のなかから、推薦委員会において選出し、区連会において決定する。</p> <p>【省略】</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、昭和44年10月1日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>1 第6条改正 昭和46年10月18日</p> <p>2 第6条改正 昭和50年6月18日</p> <p>3 この規約は、平成9年4月18日から施行する。</p> <p>(一部改正)</p> <p>平成20年4月18日</p> <p>平成24年2月17日改正 平成24年4月1日施行</p> <p>平成26年5月19日改正</p> <p>平成28年3月18日改正</p>	会 長	1名	副会長	2名	監 事	2名	<p>【省略】</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 この会に次の役員を置く。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>会 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>2名以上</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>2 会長及び副会長の選考方法は内規による。</p> <p>3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合自治会町内会長のなかから、推薦委員会において選出し、区連会において決定する。</p> <p>【省略】</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、昭和44年10月1日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>1 第6条改正 昭和46年10月18日</p> <p>2 第6条改正 昭和50年6月18日</p> <p>3 この規約は、平成9年4月18日から施行する。</p> <p>(一部改正)</p> <p>平成20年4月18日</p> <p>平成24年2月17日改正 平成24年4月1日施行</p> <p>平成26年5月19日改正</p> <p>平成28年3月18日改正</p>	会 長	1名	副会長	2名 以上	監 事	2名
会 長	1名												
副会長	2名												
監 事	2名												
会 長	1名												
副会長	2名 以上												
監 事	2名												

令和5年11月16日改正

令和5年11月16日改正

令和7年 月 日改正